

平成24年12月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成24年12月7日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 鷺見宗重議員 (1) 2013年度予算編成における市民要望の実現を求める
2. 幸前信雄議員 (1) 防災計画について
(2) 自動車関係諸税について
3. 小嶋克文議員 (1) 防災行政について問う
4. 柳沢英希議員 (1) 庁舎について
5. 柴田耕一議員 (1) 教育行政について
(2) 都市計画道路について

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩	
副	市	長	杉浦幸七
教	育	長	岸上善徳
人事	グループ	リーダー	野口恒夫

地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー	山 本 時 雄
総 務 部 長	大 竹 利 彰
行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
情報グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	森 野 隆
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
こども育成グループ主幹	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市整備グループ主幹	田 中 秀 彦
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
都市防災グループ主幹	亀 井 勝 彦
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	梅 田 稔

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の運営に御協力いただきますことをお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

11番、鷺見宗重議員。一つ、2013年度予算編成における市民要望の実現を求める。以上、1問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） おはようございます。

それでは、さきに行った通告に従って一般質問を行います。

現在、衆議院選挙が2月14日（訂正後述あり）から始まっていますが、国民の生活において大きな影響を及ぼす消費税増税やT P P参加問題、原発などを争点に戦われています。衆議院の議席占有率により国会の動向も変わってきます。そして、地方自治体の財政にも大きく左右されます。

日本経済は貧富の格差が広がっています。労働者派遣法の改悪により、製造関連の労働者も派遣労働者として働かせ、会社の都合で簡単に雇いどめができる使い捨てが横行しています。また、電機、I T関連の大企業は、約13万人の労働者をリストラしようとしています。中には正社員も含まれます。こうした大企業の横暴を許してはいけません。

いまだにデフレ不況は続いています。高齢者は年金が削られ、青年、学生は就職難、現役世代はリストラなどで日本経済はずたずたです。消費税増税は、日本経済をどん底に突き落とし、政府の財政赤字もふえてしまいます。日本経済を立て直すには、無駄な公共事業や思いやり予算、政党助成金など無駄を削るのと同時に、大金持ちや大企業には税金を負担能力に応じて納める税制にかえることで、消費税に頼らなくても財源がつかることができます。

これを社会保障に充てることで内需をふやして、日本の経済の立て直しと国家財政の健全化を図るとともに、大企業の内部留保を生きたお金として日本経済に還流させ、国民の所得をふやし、家計を暖めることで日本経済を内需主導の健全な成長軌道に乗せることができると日本共産党は

提案しています。

高浜市においても、消費税増税は大いに市民生活に影響があります。これを踏まえて、市長は2013年度予算をどのように考えているのか質問していきます。

まず、(1)歳入見通しと新たな財源確保について質問を行います。

歳入の見通しはどのように見ているのかお答えください。

失礼しました。先ほど衆議院選挙が2月14日と言いましたが、12月4日に訂正しますので、よろしく申し上げます。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長(北川広人) 総務部長。

○総務部長(大竹利彰) それでは、鷺見議員の2013年度予算編成における市民要望の実現を求める御質問の中で、一問一答ということでございます。

初めに、歳入全体の見通しということでの御質問でありましたが、現在、来年度当初予算の予算編成を行って最中ということで、今後まだ変更が十分あるということの御理解のもと、お答えのほうをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

25年度における歳入全体の予算規模でございますが、現時点で財政調整基金からの繰入金の見込み額も含めまして、総額で131億7,000万円余りと見込んでおります。本年度の予算と比べまして1.0%、約1億3,500万円の減というふうに見込んでおります。

以上であります。

○議長(北川広人) 11番、鷺見宗重議員。

○11番(鷺見宗重) 131億7,000万円の見込みということをおっしゃいましたが、これは財政的にどういふふうに見込みも見込んで考えられているのかお答えください。

○議長(北川広人) 財務グループ。

○財務G(竹内正夫) この131億円という予算規模でございますが、昨年度は同報無線や市道港線といった大きな事業がございまして、その関係もございまして、その分、25年度の予算では下回っているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長(北川広人) 11番、鷺見宗重議員。

○11番(鷺見宗重) あと、この予算に当たって、分析として、厳しいのかどうかということも願ひします。

○議長(北川広人) 総務部長。

○総務部長(大竹利彰) これは、昨日の鈴木勝彦議員に対する市長答弁でも申し上げておりますとおり、高浜市としましても、大変厳しい中での予算編成というふうにお願ひしております。

○議長(北川広人) 11番、鷺見宗重議員。

○11番(鷺見宗重) 厳しいという答弁ですけれども、なぜ厳しいのかというのは分析されてい

ますか。されているんだったらお願いしたいと思いますけれども。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 分析まで、まだ予算編成の段階ですので至っていないというところではございますが、今後の予算編成の中で、しっかりとそういったことは見きわめていきたいと思っております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ということであれば、財源をふやす施策が必要ではないかというように思います。全国の市町村では1,003自治体が何らかの形で法人市民税の超過課税を行っています。全国1,742自治体の57.5%です。知立市も資本金1億円以上の企業に超過課税を行っています。

高浜市においても超過課税すべきではないかと考えますけれども、答弁を求めます。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 今言われる法人市民税につきましては、再三の御要望でございますが、法人市民税というのは、その時々々の経済情勢等を背景に税制改正が行われたものでございます。その中で本市では地方税法、法に定める標準税率、12.3%でございますが、これを基本として行っておりますので、引き上げにつきましては実施する考えはございませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 税法上と言いますけれども、これは超過課税というか、上限はどうなっているのかお答えください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 上限は14.7%でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 14.7%まで引き上げられないということですか。その点はどういうふうに考えているのかお答えください。

○議長（北川広人） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） このことにつきましては、さきの23年9月議会でも御答弁申し上げましたが、将来的に特別な財政需要というものがあって、それが継続する間、不均一課税、超過課税を選択するということは決して否定するものではございませんが、今現在におきまして、当市において特別な財政事情を抱えるというものはございませんので、その点御理解賜りたいということをおもっております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほども私が言いましたけれども、大企業には内部留保がたくさんたまっているという状況において、やはりこういう点では御負担いただくというか、納めていただくと

というのが本当ではないかなというふうに考えます。その分、国民に分配することは利にかなっていないと言っている学者もみえます。

法人市民税についての不均一課税を求めて、次の2013年度予算編成の市長の重点施策を問うの質問に移りますが、高浜市の行政がどのような方向に向かうのかということが、市民の関心事だと考えます。市長は、重点施策としてどういう方向で、何を推し進めていくのかお答えください。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） それでは、来年度の重点施策につきまして、これは予算編成方針の中でもお示しをしているところでございますが、その主なものを第6次総合計画の基本目標に沿って、簡潔にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、基本目標Ⅰ、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、財政基盤の強化を図るといった観点から、税負担の公平性の確保につながる事業として、徴収体制の強化などに努めてまいります。また、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とした第6次総合計画の中期基本計画を市民の皆様の声や前期基本計画の進捗状況などを踏まえまして策定をするとともに、公共施設のあり方検討につきましては、今年度施策予定の高浜市公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画案の内容を踏まえ、（仮称）公共施設保全計画の取りまとめを行ってまいります。

次に、基本目標Ⅱ、「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、子供をキーワードとし、議員御承知のとおり、平成25年4月から中央保育園の民営化を初め、待機児童対策として公立園、民間園の弾力運用の実施、家庭的保育事業の充実、そして幼稚園での預かり保育の拡大を図ってまいります。

また、教育基本構想に基づくアクションプランの進行管理を引き続き行うとともに、高浜市独自の幼保小中が一貫した教育カリキュラムの作成、それから第2次高浜市生涯学習基本構想の主要テーマである、ひとづくりとまちづくりとが還流しあう生涯学習ネットワークの構築といったことに取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅲ、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、安心・安全をキーワードとし、さらなる地域防災力の向上を目指し、引き続きNPO法人レスキューストックヤードの協力のもと、地域の特性に応じた自主防災組織の強化、各種団体、組織との連携・協力できるネットワークの構築を進めてまいります。

また、より多くの市民の皆様には災害情報を伝達できるよう、新メールシステムを導入するとともに、防災ラジオを有償配布・運用し、災害情報の提供体制の充実を図ってまいります。

最後に、基本目標Ⅳ、「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、新たに認知症の早期発見事業をスタートするとともに、生涯現役のまちづくり事業では、モデル地区である高浜市南部地区及び吉浜地区に情報拠点を整備し、秋口をめどに本格的な稼働を目指してまい

ります。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

では、次に市民要望の実現について質問します。

まず、国民健康保険税の引き下げについてですが、さきの通常国会の中でも消費税の増税と一体に社会保障の改悪が行われました。今でも国民生活が大変なときに、社会保障の分野の予算を削り国民に負担を求めるといことは、日本経済を考えても受け入れられないと考えます。

例えば本市の保険税を計算してみましたが、所得260万円の方が43万円程度の保険料になります。条件は、夫婦とも40歳以上、子供2人、持ち家、固定資産税11万円程度です。これに2人分の国民年金30万円程度、住宅ローン100万円など差し引き90万円程度となってしまいます。これが現実です。

また、近隣市と比べてみますと、碧南市で計算してみますと35万円程度、知立市で36万円程度となります。近隣市と比べても高浜市が高いことはわかります。なぜ高いのか、分析されていればお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 他市との保険税による違いということでございますが、保険税の算出のもととなりますのは、そもそも医療費、これの総額に対しまして税率を決定していくということになります。各市の医療費の状況も違いますし、また、それに対する保険税率も変わってくると思います。

もう一つ要因としましては、確かに一般会計からの繰入金、これが市によって異なってくるところでも保険税率が変わってくると。したがって、また保険税額も違ってくるということになると考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 分析されているようですけれども、2012年愛知自治体キャラバンの実行委員会の参考資料によれば、高浜市は一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金が少ないことが挙げられております。繰入金を増額すれば、国民健康保険税の引き下げを行えると思うんですけれども、いかがですか、こういうことは考えていないのか、当局の見解をお聞きします。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 一般会計からの繰り入れを行って保険税率の引き下げを行ってみたいという質問でございますが、本市におきましては、これまで一般会計からの繰り入れにつきましては、ルール分を超える繰り入れを行うことは、特別会計の目的、趣旨から適切ではないといたしまして国保財政の運営を行ってまいりました。

御案内のとおり、市町村国保は定年退職したサラリーマンだけではなく、リストラ等の離職者

の受け皿にもなっており、さらに高齢者の割合も高く、こうした構造的な問題により大変厳しい財政運営が続いております。本市におきましても、平成23年度決算におきまして、単年度収支で1億2,000万円を超えるマイナスとなり、現行税率の維持も難しい状況となっております。

国保という公的制度が国民の安心、生活の安定にとって必要不可欠な制度であることを踏まえ、一般会計からの繰入金を増額し、保険税の引き下げを行うという視点ではなく、国保財政の危機的状況下のもとにおきまして、最後のセーフティネットとして、いかに制度を存続させていくかを検討していくことが重要であると考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどルールと言われましたけれども、このルールというのはどういうことでしょうか。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） これにつきましては、法定で定めるルールということでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 具体的にどういうルールがあるのかお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 例えば一般事務にかかわる経費につきましては、一般会計からの繰り入れを行うこととなっております。また、税額の軽減、これは法に定める軽減分につきましては、これも一般会計から繰り入れることとなっております。こういった法に定められましたルールについて繰り入れを行ってほしいということでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ほかの自治体でも1人当たり1万円以上とかという形で繰り入れしているわけですが、そういうことで引き下げられると考えますが、いかがですか。そういう考えにはいけないのかどうかお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 先ほど申し上げましたが、平成23年度の決算におきまして、単年度収支で1億2,000万円を超えるマイナスとなっております。保険税を引き下げることになりますと、これを超える分の繰入金が必要となってくるということでございます。現行税率の継続も厳しいというような状況にあります。また、一般会計の状況も厳しいということでございます。

したがいまして、現時点におきましては、一般会計からの法定外の繰入金によって国保税率の引き下げを行うという考えはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） もう既に国保税の負担が大きいという理由で、病気になっても窓口負担も

あり病院に行けないなど、厳しい人がみえるということですが、とはいえ憲法25条の2項では、これは国に対してですけれども、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。国の責任も大きいと考えますけれども、国庫支出金の増額はどのような形で求めているのかお答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 国への要望ということであろうかと思いますが、国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な役割を果たすものであります。本市としましても、このような議論の過程や結果を踏まえまして、全国市長会や東海北陸国保主管課長会議等を通じまして適切に対応していきたいと考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 求めるという形にはなっていないように聞こえましたけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 市長会におきまして、重要重点事項といたしまして、国庫負担の引き上げ等、財源を十分にさせていただくような要望を行っているところでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 市民の立場に立てば、市民の負担を軽減すべきと考えますけれども、引き下げを求めて、次の介護及び老人福祉についての介護認定者の障害者控除対象者認定書の送付について質問します。

税金の計算において、基礎控除や障害者控除などいろいろな形で所得から控除できるものがありますが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方が障害者または特別障害者に準ずるとしてしています。市の認定を受けることにより、所得税や市県民税において障害者控除の適用を受けることができます。中には、寝たきりの人を抱えている家庭で障害者控除のことを知らないで、余分に税金を納めているということも考えられます。

そこで、高浜市で65歳以上のうち去年の実績で障害者控除対象者認定書を送付した方の総数と介護認定数をお示してください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 平成23年度の障害者控除の認定書の発行件数は99件ということになっております。また、平成24年3月31日現在で要介護認定等を受けてみえる方々におきましては1,315人という数値になっております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 99ということはちょっと少ないように感じますけれども、どういうふう

受け取ったらいいかお答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） これは、あくまでも身体障がい者のかわりとして出す証明書でございまして、24年3月末現在で身体障害者手帳、また療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をそれぞれお持ちの方の数におきましては、873名おみえになります。介護認定を受けてみえる方が全部障害者手帳をお持ちではないという部分もあろうかと思いますが、1,300人障害者認定になっておりまして、また別で65歳以上の方で860名ほどの方が障害者手帳をみずからお持ちになっておるといふ数でございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そうしますと、350人ぐらいですか、まだ出していないということでありましてけれども、税法上は、障害者又は障害者に準ずるとしてありますけれども、市民が知らなくて、障害者控除を入れないで税金の申告をしていたという方がみえました。余分に税金を納めたことになります。この方は修正申告をして税金の返納を受けたということですが、一宮市や知立市では、要介護者のうちで市が障害者認定をした方に対しては全員に障害者控除対象者認定証を送付しております。この350人についても所得の状況を把握して送付すべきと考えますけれども、いかがですか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほど申し上げた数字以外に、もう既に御本人様が住民税が非課税の方が約2割強おみえになります。そうした事柄から考えまして、真に必要な方々に対しまして、高浜市広報だとか、あと事業所への説明会、また保護者会等で説明を毎年いたしておるところでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いずれにしても漏れていることは間違いないことで、全員に障害者控除対象者認定書の送付をお願いしまして、次にいきます。

介護保険の利用について、特に問題になっているのは在宅介護での生活援助が、提供時間60分から45分に短縮されました。その影響や、市民または事業所から意見が届いていますか。同時に審議会ではどういう意見が出されたのかお示してください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） おっしゃるように、平成24年度の介護保険制度によりまして、従前30分刻みでありました生活援助サービスが、30分から60分の区分が45分に見直しが行われました。これにおきましては、国のほうが生活援助に要する時間数をはかりましたところ、例えば掃除では8割、調理、配下膳でも8割、洗濯に至りましては98%が45分以内でサービスが終わっておるといふことになっておりまして、当然時間が短くなった分におきましては、従前、御本人負担が

299円というところが190円と39円負担も下がってきております。

それで御利用者さんだとか事業所からの不満等におきましては、このサービスを見直すに当たって、十分本人さんの御様子だとか、またアセスメントを行いまして、御本人さんの理解を得てサービスの調整をさせていただいております。そうした事柄から、御本人様から御不満等の意見もちょうだいしておりませんし、事業所からも特段の苦情は聞き及んではおりません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 審議会の意見はなかったんですか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） この件におきまして、審議会の意見は特段ございませんでした。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、全労連のヘップアンケートが行われたんですけれども、1,222人の中で生活援助の時間短縮の結果、利用者とは会話する時間がとれなくなったが68.2%に上り、時間内に仕事が終わらない49.4%でした。また、県内の事業所に日本共産党愛知県委員会がアンケートを行いましたけれども、訪問介護の生活援助時間のあり方について御意見がありましたらお書きくださいとの問いに、生活援助の45分はどこに根拠があるのか理解できない。ヘルパーはただ調理や掃除をしているわけではなく、利用者の日常的な困り事や体の不調、家族間の問題、悩みなど専門性を持った援助であると思うなど意見がありました。

また、市民のある人は、午前2単位午後2単位を利用していますが、その時間が2時間から1時間30分となってしまって、話ができないという訴えもあります。ヘルパーさんも、夕方に利用者には物が無いか聞いて、次の日、午前中のヘルパーさんにことづてをして、来る前に買物を済ませて生活援助に入るといふ工夫もしているようです。

事業所の中には、生活援助を60分に変更なしで行っている事業所もありますが、時間に追われて、ろくに話もできないということになると、ヘルパーさんが利用者の状態もつかみにくくなりますし、話すことで介護認定を受けている方も元気になる。元気になることで介護も軽くなることも考えられます。

高浜市として、国に60分から45分の生活援助の短縮は撤回するよう求めるべきと考えますけれども、御見解をお聞かせください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほど申し上げましたように、御利用者さんからの不満だとか事業所からの苦情等はちょうだいしておりません。その中で適切なアセスメントを行いまして、従前60分であった方が45分に切りかわったという部分でございます。そうした事柄から、国等に対してそういった御意見を申し上げる考えはございません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほどこちらも言いましたけれども、これだけ不満もほかでは出ているわけで、そういう検討もお願いしたいなというふうに思います。

次に、被爆者援護の質問に移ります。

スイスなど国連加盟34カ国が10月22日、国連総会第1回委員会、軍縮・国際安全保障問題で、核兵器の非人道性に懸念を表明し、核兵器が使用されない唯一の保障は全面廃絶だとして、すべての国は核兵器を非合法化する努力を強めなければならないとする共同声明を発表しました。日本は、声明への参加を求められましたが拒否しました。声明は、もし核兵器が意図的であれ偶発的であれ、使われればはかり知れない人道的結果は避けられないと強調しています。爆発による被害や放射能による広範で世代を超えた被害をもたらすと警告しています。

日本維新の会の石原慎太郎代表は、11月20日、東京都内の日本外国特派員協会で講演し、日本は核兵器に関するシミュレーションぐらいやったらいい。これが一つの核抑止力になるだろう。核を持つ持たないは別の話だと述べました。石原氏は、世界で核を保有していない国の発言力は外交的に圧倒的に弱いじゃないか。北朝鮮は核を所有しているから存在感があると、核兵器の保有化を正当化しています。同党の橋下 徹代表代行の核兵器持ち込み容認発言、11月10日、広島市に続き、被爆国日本で核兵器を容認する維新の異常な立場が鮮明になっております。

被爆国として核兵器のない世界の先頭に立つべき日本で、核兵器保有の手順を検討するというのは言語道断です。日本共産党は、日本政府が戦争をあいまいにしてきた経緯から、被爆者援護法にも不備があると指摘しています。

例えば被爆者が受けた染色体異常の懸念があり、当然生まれてくる被爆2世についても被爆の影響があると言われております。国は何の……

○議長（北川広人） 鷺見議員、質問は簡潔にお願いいたします。

○11番（鷺見宗重） などが挙げられます。こうした状況の中で被爆者援護をすべきと考え、被爆者援護について質問をします。

まず、被爆者の状況はどのようにつかんでいるのかお示してください。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 現在、高浜市には被爆者手帳を所持されている方が、県にお聞きしたところ9名おみえになります。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 9名ですけれども、私を知る限りでは、被爆者の方は病院通いで大変苦労しているということです。

被爆者援護をすべきと考えますけれども、いかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（北川広人） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 現在のところ、高浜市にお住まいの被爆者手帳をお持ちの方から、

特に具体的にはそういった支援のお話はありません。また、被爆者への支援は、現在国が総合的な援護対策を実施しております。したがって、現在のところ市として特別な施策を実施する考えはありません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ある日、突然罪もない人に原爆が落とされて、自分の意思とは別に被爆者になったのでありますから、国の責任もありますけれども、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」に基づいて、高浜市としても、被爆によって苦しんでいる方にも手を差し伸べることが必要だと考えます。住民の福祉の増進の一環として、被爆者の援護をお願いして次に移ります。

次に、非核平和都市宣言についての質問に移りますけれども、ことしの6月、なぜ非核平和都市宣言をしないのですかと質問したところ、議会在決議を挙げたから高浜市内外にも宣言しているという答弁でしたが、改めて質問します。議会在宣言したからといっても、行政も宣言することはやぶさかではありません。むしろ行政が宣言することで行政と議会の姿勢が明確になり、市民に安心を与えることになると考えます。

現在、衆議院選挙が行われていますが、自民党の安倍総裁は、集団的自衛権と憲法9条の改定など海外で戦争をする国づくりの推進を公然と主張しています。先ほどの石原慎太郎代表の核保有の正当化に代表されるように右傾化が進んでいる中、逆に市民の願いは戦争が再び起こらない世の中をつくることではないでしょうか。

行政においても、現憲法を守る態度が必要なことから、本当の意味で高浜市の行政も宣言し、平和の施策を積極的に進めていくことが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（北川広人） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） この件につきましては、先ほど申されましたけれども、本年6月の鷺見議員の一般質問初め、過去に幾度となく日本共産党市議団の皆さんから御質問いただいております。

本市といたしましては、市議会の皆さんが平成6年3月議会におきまして、高浜市非核自治体宣言実現に向けて決議をされております。高浜市議会という一つの機関の意思として、重くそのことを受けとめまして、行政をお預かりする立場といたしましては、宣言をするしないにかかわらず、引き続き平和行政を推進していきたいと、このように考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 改めて正面から受けとめていただきたいというふうに考えます。

非核平和都市宣言制定を求めて、質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、幸前信雄議員。一つ、防災計画について、一つ、自動車関係諸税について。以上、2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました防災計画についてと自動車関係諸税について、以上2問についての質問をさせていただきます。

防災計画につきましては、以前、東日本大震災が起こった後、高浜市の防災計画の見直しについてを質問させていただいておりますが、今回は、想定に基づいて、その中で具体的にどのような行動をされるかという視点で質問をさせていただきます。

では、まず1点目、例えばこの時間帯、午前11時に高浜市で震度7の地震が発生したと仮定したときに、それ以降の人の動きについて質問させていただきたいと思います。

1点目に、高浜市役所の職員の方が、その地震が発生したときに、具体的に、まずどのような行動をされるかということをまず最初に質問させていただきます。

以降につきましては自席で、一問一答形式で質問させていただきますので、答弁よろしく願いいたします。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま御質問をいただきました、まさにこの時間に震度7というような想定のお質問でございますが、恐らく私を含めて、そういった巨大な大きな地震というのは過去に経験したことがない。職員も、恐らく来庁者の方も含めてですけれども、精神的にも、それから状況的にも非常にパニックというようなことが予想されると思うんです。そこで、今庁舎の問題は、かつて議会のほうでもお話が出ておりますように、震度7の地震でございますが、仮に庁舎が使えるという前提でお話を進めたいと思います。

まず、当然ながら初期の職員の行動としては、自身の身の安全を守って、当然ながら来庁者の方、それから職員同士のけが人の搬送だとか安否の確認を進めていくと。そこで、少し落ち着きまして、すぐ直ちにとということになります。災害対策本部を設置する。その場所は一応、原則的には4階の会議室と定めておりますが、その状況によって場所は変わるかもしれませんが、災対本部を設置するということになります。

それから、本部職員を招集して、その後、災対本部をどういう活動ということで、恐らく情報

収集が、まず被害状況、そういったところを含めて第一番目にやっていくということになりますので、情報収集と申しますと、当然ながら市内の被災の状況、それから道路とか橋梁、そういったものを含めて、下水だとかガスそういったライフライン、そういったものの情報提供に走るといふ形になると考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 今、被害状況の情報収集を行っていくという答弁をいただいたんですけども、特に住民の方、多分町内会さんになるかと思うんですけども、そこから具体的にどのような情報を入れていただくというふうなことをもう既に話されているのであれば、その具体的な中身について説明いただきたいんですけども。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、具体的な中身ということでございますが、私ども、かつてからお願ひしておるのが、やはり職員の数にも限りがございますし、その状況というのが被災すると、あちらこちらでそういったいろいろな被害が出ますので、地域のほうにまず戸単位、よく言います隣近所というふうな言葉を申しますが、そういった中で情報を集めていただいて、それをまず、今町内会ですね、町内会を起点に情報を集めていただくと。そこで、その町内会にある程度集まった情報がまちづくり協議会を拠点として、そこから市のほうに情報提供いただくようなことで考えております。

実は、これを裏打ちするように毎年の防災訓練等では、そういった形で1次避難所に集まった方の状態をまち協さんから私のほうへ入れていただくというような訓練をしております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的には被災された方、けが人の状況ですとか、あと建物の倒壊状況、そういったものの内容になるのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） おっしゃるとおり、中身としては、私どもとしてはまず、どの地域で火災が起きておるだとか、それから、けが人がどの程度発生しておるだとか、そういったもの、当然ながら公共の立場でやらなければいけない情報もございますので、いわゆる道路の状況、それから避難所になる公共施設の状況というのも確認をしなければいかんものですから、そういったものもあわせて、例えば状況をつぶさにいただけるというような、そういった情報というふうにご考慮しております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 仮定が、多分インフラの状況、こういうものが相手と常に連絡とれるとい

う状況を想定されるかと思うんですけれども、通常、大震災が起こるとライフライン、特にインフラ、その通信網についても寸断されて、なかなか連絡がとれないという状況になるかと思いません。そのときには、具体的に職員の方はどういうふうな動きをされるんですか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それは、まず、ことしの実は市で行いました防災訓練を9月2日にやったんですが、これは、例えば想定をしまして、職員に自転車か徒歩で例えば避難所になる公共施設や橋梁、そういった状況を確認を全部させましたので、恐らく本当に最悪の状態、通信網も途絶えてしまったという状態、人間の足しかないものですから、そういう情報を選択すると思います。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 確認ですけれども、職員の方が各拠点に出向いて、その情報を収集して回る。拠点のほうからこちらに来るのではなくて、そういう動きになるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 恐らく、その状況にもよりますが、職員の数にも限りはございますし、しかしながら避難所の状況は、そこを開設に当たっても、当然ながら職員のほうは何らかの形で出向いて、きちんとそこを確認をするという話になりますので、それは地域の方がどんな手段でもこちらへ情報を入れていただくというのは必要なことだと思いますが、相互乗り入れのような形になるとは思います。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 混乱している中ですから、ただ余り連絡が来ないと、まち協さんのほうもすごく不安に感じるでしょうし、そういう場合はまち協さんのほうからだれかが来てという形になるかと思えますけれども、その辺のところもまたよく考えて、事前に考えておかないと、なかなか行動には移らないものですから、その辺のところも事前にお話いただければなというふうに考えております。

続きまして、消防団員の方、防災について消防団員の方いろいろ訓練されて、私ども市民の生命と財産を守っていただく立場というふうに心得ているんですけれども、消防団員の方は具体的にどういうふうな行動に移られるかということをお説明いただけますか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 消防団員の活動でございますが、まず最初に消防団員の安否確認と非常招集を行います。現在本市の消防団員の多くが被雇用者、いわゆるサラリーマンという状況でございますので、各分団の詰所に参集するまでの時間につきましては、道路や橋梁等の状況によって相当な時間を要することも想定がされております。

各分団詰所に参集後、消防団長あるいは副団長の指示により、各分団の消防団員と高浜消防署が連携をし、災害対応や情報収集に当たると想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 消防団員の方が集まられて、指揮命令系統というのは、あくまで衣東さんからの指揮命令系統で動かれるのか、災害対策本部のほうからの指揮命令で動かれるのか、どちらになるのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） こちらの指揮命令系統につきましては、市長の災害対策本部長になります。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 続きまして、冒頭お話が出ましたけれども、町内会さん、いろいろ防災訓練とかかれて、一番身近で活躍される立場になろうかなと思うんですけれども、町内会の役員の方を中心に、その辺の方がどういう行動をされるかということ想定されているかということ一度御説明いただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 地震発生後、町内会の役員さんの方々も、まずは家族の安否確認などを行うと思っております。その後、各地域におられます町内会の役員さんや地域の皆様方とともに、自主防災組織の一員といたしまして地域の被害を最小限にとどめるため、これまでの総合防災訓練や地域の自主防災訓練を通じました初期消火、被災者の救出・救護、要援護者を含む住民の避難誘導等の活動に従事されるというふうに想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 同じく、先ほどまち協さんのお話も出ましたけれども、まち協さんの組織自体はどういうふうな活動をされるかということをお答えいただけますか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まち協様につきましても、地震発災直後は、まち協さんと町内会と基本的には同様な活動が行われていくということ想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

では続きまして、高浜市内の各企業さん、それぞれ独自に防災訓練を行っているところもあろうかと思っておりますけれども、そういうところまで手が回らない、そういう企業さんもあろうかと思っております。企業さん自体がどういう行動をされていくか想定されているかということ御説明いただきたいんですけれども。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（亀井勝彦） 本年9月に高浜市商工会の御協力をいただき実施しました市内事業所の防災に対するアンケート調査の結果につきまして、一例を挙げさせていただきますと、防災訓練や避難訓練の実施状況では、毎年実施しておられる企業が21.3%、未実施が53.8%となっております。また、食料品や毛布の備蓄の状況では、備蓄しているが20%、備蓄を検討中が18.8%、備蓄予定なしが60%と、市内の企業におきましても防災対策の取り組みにおいては温度差があると感じております。

また、従業員の通勤手段といたしまして、自動車が77.6%、電車が6.3%と通勤手段として自動車が圧倒的に多い状況となっております。このような状況を踏まえまして、発災直後の企業活動といたしましては、当然のことながら企業の従業員の安否確認や工場などの被害状況の調査などが行われるとともに、関連する企業との情報伝達あるいはラジオ等により災害状況を把握することで、従業員の帰宅が可能かどうかの判断をするため情報収集に当たられると想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

今、企業側の情報で結構温度差があるなというふうには感じるんですけども、その中で備えのあるところ、防災訓練を行って、従業員を無事に家族のもとに帰らせるためにということで、当然、このタイミングではないかもしれないんですけども、インフラの状況、徒歩で帰れるのか、どういうふうになれば自宅までたどり着けるのか、また、途中で障害があって帰れないのか、そういう情報というのは、当然集めたいというふうに思っているんですけども、企業側から具体的にどういう情報提供が求められているというのは、そういうお話はございますか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（亀井勝彦） 災害が起こった場合なんですが、全国的な被害も含め、特に県内の災害状況について、従業員の帰宅の関係もございますので、交通などの被害状況などの近隣市の災害情報等の提供が求められるというふうに想定しております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、求められるのはいいんですけども、具体的に企業側がどういう形で、例えば電話がつながったとしても、多分多数のところが一気に電話がかかってくると思いますのでなかなかつながらないと、そういう状況もあろうかと思うんです。また使えない場合だって十分想定されると思います。そのときに企業側はどこに行けば、先ほど言ったインフラの状況、近隣の橋が大丈夫ですとか、道路が通れるですとか、そういう情報を得ることができるのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（亀井勝彦） 災害が発生した場合なんですが、基本的に災害情報は一括管理する

ことが効率的ですので、災害対策本部のほうに集約をされます。

震災発生直後につきましては、今年度整備をさせていただきます同報無線等におきまして、公共交通機関の情報、それから衣浦東部広域連合から火災情報などの災害情報などについて、同報無線により情報提供のほうをしていきたいと考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） それでは、続きまして学校関係、小・中学校、ここは防災訓練をやっているとは思いますが、毎年やられている防災訓練で、どういう形で実際に訓練が行われて、本番のときにどういう動きをされるかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今、学校の関係でありますけれども、想定としまして、先ほど言われた震度7の午前11時ですと授業中であるということで、震度7であっても、学校の設備は使用可能であるということをお想定して、冷静なる動きを、高浜小学校を例に答弁させていただきます。

まず、地震が発生したら、大きな揺れを感じたときに、授業を行っている教員は、まず児童に頭を押さえて机の下に避難する、このように大きな声で1次避難の指示を出します。さらに教員は、入り口を開けて避難経路を確保します、その後、余震のおそれがあるので、揺れがおさまっても机の下に入っていることを緊急放送で指示をします。その後、余震がおさまったところで再度緊急放送で、帽子やかばんで頭を覆いながら運動場に2次避難の指示を出します。授業者は、通路または階段、こういったところの安全を確認した後、防災袋を持って運動場のほうに児童を誘導していきます。運動場に避難をした後は、各担任はまず人員の把握をしまして、その状況を教頭に伝達をします。教頭は全校の状況を把握した後、校長のほうに伝達をします。

養護教諭とか担任以外、こういった教員につきましては、けが人の救出だとか、けが人の対応、こういったことを行っていきます。その後、ラジオ等で地震だとか津波だとか、こういったような情報を得るとともに被害状況全般を全部確認をします。

最終的には、全員の児童を保護者に引き渡すと、そういったような形で訓練をしておりますので、実際の場合もどうなるかはわかりませんが、この状況でやっていくものと思われま

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的な行動計画の例をありがとうございます。

続きまして、同じく学校ではないんですけども、幼稚園・保育園、この方たちというのは、自分で行動するというのは難しいかと思えます。この子たちの行動を幼稚園・保育園ではどういう形で行動されるということをお想定されているのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、幼稚園、保育園では、この時間帯といいますと園庭、また保育室で園児が活動している時間中でございますので、職員のほうは、まず園児の安全に気を配

るということはもちろんのこと、小さいお子さんですので、より大人よりも動揺等も激しいと思いますので、園児のほうもパニックにならないように職員のほうも安心させるように接しながら、誘導して避難するということとなります。

各園では、一時的な避難所場所といたしまして、第1次避難場所、第2次避難所場所というものを設定しております。園舎に倒壊また火災などの危険性がない場合は、第1次的には第1避難所である園庭というところに避難しまして、第1次避難所場所である園庭が危険と判断される場合につきましては、第2次避難場所といたしまして、設定しました園の大体近隣にあります駐車場等のスペースに避難することになっております。

また、1次避難後、職員は園児のけがの有無や園舎の状況等を確認の上、園に滞在するか、別の避難所に避難するかということ判断いたします。

また、大地震発生の際におきましては、園児を保護者に引き渡すということが重要になってまいりますので、速やかに迎えにくるよう、地震が発生した場合には保護者の方をお願いしておりますけれども、その場所がわかるように、あらかじめ先ほど出た園の近隣にあります第2次避難場所につきましては伝えてありますし、また、別の避難所に行く際は園に行く先を掲示するということになっております。

以上のようなことにつきましては、各園が作成いたしております危機管理マニュアルや、また避難訓練等でふだんより意識しております。大地震発生の際は、幼稚園・保育園では職員は園児の保護に努めるとともに、保護者への引き渡しができるよう行動するということを想定しております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的な説明ありがとうございます。

ところで、保護者の方が迎えにこられるまで、当然昼間ですから、保育園なんかは特に両親ともどこかで働いてみえて、すぐには迎えにこられないという状況が出るかと思えます。その場合、児童・園児ともに避難所に待機されているという理解で、保護者の方が来られるまではそこで待っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 保育士、また幼稚園教諭というものは保護者に、先ほど言いましたように園児を無事引き渡すということがもちろん重要であるということですが、またそれまでの間、園児が不安にならないように寄り添って、園児の不安を軽減させるということも重要でありますので、園児とともに待機しておるという理解で間違いございません。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 先ほど保護者の方のお話もちよっと出ましたけれども、保護者の方はどこに行けば自分の子供がいるかというのは、避難している園に掲示されるということをおっしゃって

たんですけれども、どこに行けば自分の子供に会えるというのは、逆にいうと保護者の方にきちんと周知されているのかどうかということをお教えいただけますか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 保護者の方につきましては、地震の場合、また津波のおそれがある場合など、各園において、先ほど申しましたように、それぞれ設定している避難場所というものもございます。また、その点につきましては、毎年度保護者の方に伝えておりますし、また、当然ながら設定した場所以外のところに行かざるを得ないときでも、園のところに、先ほど申しましたような行き先等を掲示して、保護者の方が子供のところに行くのに迷うことのないような配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） そのほか高浜市内、スーパーさんとか市外から買物に来られている方ですか、そういう方も結構みえるかと思えます。そういう方たちは、具体的にどういう行動をされるかということをお答えいただけますか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（亀井勝彦） 市内で買物をされている方や通行されている方の行動につきましては、買物中であれば、地震発生に伴い大きな揺れが発生することから、御自身やお子さんなどの身を守るための行動をまずとると考えられます。その後につきましては、電話やメール、あるいは171の災害伝言ダイヤルなどによって家族の安否確認をされたり、御自身の安否を伝えることが想定をされます。

通行されている方につきましては、車の場合は車を停車させ、ラジオなどで地震の情報を集め、帰宅が可能かどうかの判断をされると思われま。

事前の備えといたしましては、自宅で地震に遭遇した場合、町なかの場合、車や電車の中で遭遇した場合、山や海などの場所など、どこにおいても地震に遭遇した場合に、あせらず行動できるようなことを準備しておくことが必要であると考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 発生直後の皆さんの行動はある程度把握することができたんですけれども、やはり学校関係のところはきちんとされているなどというのは、答弁を伺っていて感じます。

やはり本部のところの詰めのところはやはりよく見えないというか、もう少し想定された形で職員の方の行動をわかりやすく決めていただければなというふうに感じます。

それと引き続いて、地震が発生した後、当然東南海三連動の場合、大津波が発生するということが想定されています。その津波が発生したときに、また先ほどと同じような質問を繰り返しますけれども、職員の方はどういう行動をされるかということをお教えいただけますか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘）　まず津波がということですが、私どもに課せられた最も重要な部分というのは、大津波の警報が発令されたという災害情報を、いわゆる正確に迅速に皆さんにお伝えするということだと考えております。愛知県のほうからそういった発令をされたということで、ことし整備を進めております同報系の防災無線、行政無線、考えておるのはこれで皆さんにお伝えをしようということと考えております。

その内容としては、津波が来ますと、それから当然ながら標高表示もさせていただいておりますが、高いところへ早く避難をしてくださいというようなコールをするというふうに考えております。

実は、当然ながら御承知のことだと思いますが、8月に発表されております内閣府から出ました南海トラフの巨大地震、これの津波の到達時間というのは、本市は82分というふうになっておりますので、この82分の津波が来るまでに、時間内に当然ながら住民の方が安全なところに避難していただくというのは最も重要なことでありまして、先ほどの無線のコールに加えまして、当然ながら道路とか橋梁の被害の状況もございますが、限られた時間の中で避難をしていただくということで、職員も現地のほうへ出向いて大声で叫ぶなり、広報活動をするというような行動だと考えております。

○議長（北川広人）　6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄）　ありがとうございます。

それでは、よく台風なんか来て高潮警報なんか出されたときに消防団の方が防潮堤の樋門を閉めに行ったりとか、行かれていますと思うんですけども、巨大地震の発生した後、津波が来ると言われたとき、消防団の方は具体的にどういう行動をされるかということをお教えいただけますか。

○議長（北川広人）　都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二）　消防団員につきましては、洪水、高潮または津波による災害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため市内の河川、海岸等の27カ所の樋門や防潮扉の操作を行うことになっておりますが、消防団員の本市への津波到達時間の82分で消防団詰所への参集、出動、防潮扉の閉鎖活動、退避、安全確保などの行動が必要となります。しかしながら、先ほどもお答えをいたしました、消防団員の多くが被雇用者という状況でございますので、現実、発生直後、被害状況によって各分団に参集するまでに相当な時間を要することが想定をされております。津波到達時間の82分で防潮扉を閉めるということは容易ではないことが予想されております。

また、樋門や防潮扉につきましては、台風や高潮の被害をあらかじめ防御するため、事前に防潮扉や樋門を閉めて対応することは可能であります。地震の場合は突然発生するため、事前に防潮扉等を閉めることは困難であります。加えて想定されました震度7の巨大地震であります。耐震対策が実施されていない防潮扉や防潮堤などの本体も液状化等の影響で破損が生ずることも

予想がされます。

このような状況から、消防団の参集など人的理由による閉められないことと、防潮扉の破損などの構造的な理由による閉まらない場合が想定をされます。

御質問の消防団の活動につきましては、防潮扉の閉鎖を最優先といたしまして、災害状況に応じた沿岸地域の住民の救助活動や避難誘導などの活動に従事をするというふうに想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 時間的に余裕がない場合には、消防団の方は防潮堤の扉は閉まらないというごとの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 時間的な余裕がない場合の御質問でございますが、先ほど申しましたが、現実の被害の状況によって、防潮扉等を完全に閉鎖することができない状況であることは御理解いただきたいと思えます。

今回の想定では日中ではございますが、発生する時間帯によって閉鎖の対応は変化いたし、例えば碧海町五丁目の堤外地にお住まいの方の避難行動と防潮扉を閉鎖するタイミングの問題、27カ所の樋門や防潮扉をどの順番で閉鎖するか等々の検証をしなければならないと考えております。

こうしたことを踏まえ、消防団の震災後の活動に加え、高浜消防署、地域の団体あるいは事業所などの連携を図り、最善の対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、防潮扉の補強、防潮扉の自動化、防潮堤の補強などの耐震化対策につきましては、既に国や県に対しまして要望をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、続きまして、そういう状況の中で町内会、まち協さんの方、これは沿岸部に近い町内会さんと内陸というところ少し語弊があるかもしれませんが、各町内会さんでどのような行動をされるか、特に沿岸部の方、ここの方の行動を説明いただけるでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 津波の浸水が想定される沿岸部に面した町内会、まちづくり協議会さんでは、要援護者を含む住民の避難活動や避難誘導を中心といたしました活動に切りかわっておるといふふうに想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 昨日、市長のほうからも説明がありましたけれども、南部地区のほうで11月24日に津波の避難訓練が行われていると思えます。その結果について、この場で若干御説明い

ただけるでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 去る11月24日に行いました防災ネットきずこう会のモデル地区として、南部まちづくり協議会の碧海町、田戸町におきまして津波避難訓練が実施されております。早朝5時からの避難訓練にもかかわらず、400名を超える多くの住民が参加されております。改めて住民の皆様方の防災意識の高さを実感させていただいたというふうに私どもは理解しております。

今後の計画につきましては、平成25年度も引き続き防災ネットきずこう会の活動の中で、地域において津波避難訓練が実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 続きまして、同じく沿岸部の企業さん、この企業さんがどういう行動をされるかということをお答えいただけるでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（亀井勝彦） 御質問のありました企業の活動の想定でございますが、先ほどのお答えでもお答えいたしました、市内の事業所に対する防災アンケート調査では、社員の避難場所の設定状況について、既に設定しているのが11.3%、市指定の避難場所に設定しているのが32.5%、設定していないのが51.3%という結果でございます。

一例ではあります、沿岸部の大手企業におきましては、自社の工場の屋上に従業員を避難させる計画があるということもお聞きしております。

約半数の企業が避難場所を設定していない状況にありますので、住民と同様に津波が発生した場合には、いち早く高い場所に避難するように検討していただく企業が今後ふえてくると思われまます。また、これは企業の規模やこれまでの防災活動への取り組みなどの違いによって、地震や津波発生時に各企業が行います防災活動の内容によって違いが生じてくると想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 私、昨年いろいろ企業さんとお話させてもらったときに、どこに逃げればいいんですかということをお聞かれたことがありました。企業さんの中では、自前である程度想定されて、やられているところもあるかと思うんですけれども、そういう問い合わせがあったときに、その位置によってどこに逃げるのが、82分という時間想定、企業ですから中で作業されている方がどこかに集まって安全確認、点呼を行って、その後逃げるかと思うんですけれども、例えば82分のうちに20分、そういう集合するのにかかったとして、最適な場所というのは、逆にいうと防災グループのほうに確認すれば教えていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今現在の段階で、1次指定の指定がございます避難所というのが

ございます。それは近くの広場を形成しておる公園だとか、いわゆる公的な空間という話になっておりますが、今の御質問の中で津波という話の中で、高さ的なこともございますので、そういった部分も含めて、今後一度企業さんのニーズも、実は来年、年明けに企業さんにお集まりいただいて、我々の持っている防災情報、それから企業さんのニーズ、今おっしゃったようなことを聞き取りをしたいと思っておりますので、そういったことを踏まえて、一度お示しをするなりしていきたいというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

では、先ほど学校関係のことも避難についてお伺いしたんですけれども、津波が発生した場合の小学校、中学校、この辺のところの行動というのはどういうふうに想定されているのでしょうか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 各小・中学校とも地盤の高さとか、それから海岸からの距離、こういったことによって児童・生徒とか教職員の動きが変わってきます。そのために各学校で作成された危機管理マニュアル、これによって対応が異なってきますので、今回は海に一番近い港小学校、これを例にとりて少しお話をさせていただきますと、まず大きな地震が発生した場合、先ほど申し上げましたように1次避難、これは机の下、それから2次避難で運動場に出ると。さらに2次避難のときは港小の場合ですと、小学校の子供だけでなく南部幼稚園、こちらの園児も避難をして、児童と同じように運動場のほうに整列をしていきます。避難後にラジオ等で警報が出たということの情報が入った場合に次の第3次避難、これを行っていきます。

この児童・園児は直ちに、港小の場合ですと地盤が低いですので、高浜小学校、こちらのほうに向かって避難を行っていきます。津波の到着時間が早く、校舎に被害がない場合は校舎の4階に避難するというケースもあります。

高浜小学校に避難するという場合は、6年生の児童は、特に幼稚園の年中の園児の手をとって、また5年生の子供は年長の園児の手をとってというような形で、避難をしていく訓練をしております。

ことしも9月4日のときに全員が高浜小学校の体育館に避難するという訓練を行いましたけれども、合同でやった場合に、この避難の時間が全部で38分ということで連絡が入っております。

この津波警報等で自校以外に避難を予定している学校は、ほかの学校でいいますと南中学校、それから高取小学校も建物に被害を受けた場合は、高取神社のほうに避難をするというふうに考えております。ほかの学校につきましては、それぞれの学校の上の階、こちらのほうに避難するというような状況であります。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 同じく、先ほど南部幼稚園の話は伺いましたけれども、保育園、幼稚園のこの園児たちの行動はどのように予定されているのでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、幼稚園、保育園の各園におきましては、東日本大震災での津波の被害状況を受けまして、津波発生時の避難場所をどこにするかということ各園ごとに新たに決定しております。

先ほどの小・中学校と同様に、園によっては標高の高い園、低い園等、また海岸に近い園、遠い園といろいろ条件が違いますので、避難場所というのは自園の2階とか3階とか建物の高いところに設定している園、また別の高い建物への移動で避難の対応をするなど、そういった対応としてはまちまちでございますけれども、それぞれの園が設定した避難場所へ避難するということになっております。また、その避難がスムーズにいきますように、日ごろ訓練というのは大事になってきますので、津波を想定した避難訓練というものもすべての園で実施しております。

また、先ほど大地震発生時の際の行動ということの中でも申し上げましたように、園児を保護者に引き渡すということが重要になってまいりますので、津波の際の避難場所につきましても保護者の方には周知しておりまして、安全な場所に避難しながら保護者の迎えを待つというような行動になるという想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

続きまして、津波等一応避難場所に人が集まりましたと、こういうことを想定させていただいて、そのときの市の職員の方の行動というのはどういうことを活動される予定でいるかということをお教えいただけますか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 避難所のほうが開設をされて人が集まってきたということで、当然ながら、その時点では愛知県を初め、それから消防署、消防団、まちづくり協議会、町内会とは連絡体制は当然ながら確立をしておるという状況だと思います。

それから、先ほども出て私も答弁しましたけれども、道路の状況だとかそういった部分の中で、通行ができるようにきちんとそこを確保する行動、それからそれは手配になるかもしれないですけども、そういう手配、そして避難所のほうに、開設と同時に非常食だとか毛布、それからお水、そういったものを運ぶ、そういった次の行動に移っていくというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的に本部のほうと避難所の情報のやりとり、具体的にどういうことをされるかということを知りたいんですけれども、これは避難所とはいっても人数的に収容能力出てくるかと思っております。あるところはあふれているんですけれども、あるところは余裕があると。

この振り分けは各避難所ではやれないものですから、逆にいうと、本部のほうがこの辺をうまくコントロールしていただきたいという思いがありまして、そういうところで、どういう避難所と本部間のやりとりがされるかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、避難所との情報ということで、実は現在は既設のいわゆる小型無線機を避難所へ持って行って、そこで職員と本部とのやりとりというふうになっておりますが、先ほど来お話をしておりますように、同報系の無線を今現在、今年度いっぱい整備をいたします。そうすると、小型無線機で避難所に行くんですけども、その機能の中にはこちらで、いわゆるパソコンでワードとかエクセルのデータをそういった送受信のできる機能もついておりますので、今以上にそういった部分を確立するために情報をきちんといただいて、間違いのない情報をいただいて、我々の本部のほうでコントロールしていくと、そういった形になると思います。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） エクセル、ワードはいいんですけども、具体的に避難所から欲しい情報、こちらから発信する情報というのは決まっているんですか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 当然ながら、避難所の状況にもよりますので、こちらからというよりも、うちのほうから尋ねるというケースでは、避難の方が何人みえるだとか、それから何が不足しておるだとか、そういった形に、事細かにケースとしては考えておりますし、中身の部分についても、細かく定めてはおります。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） あと避難所と高浜市内の話はいいんですけども、外部に応援要請していくような場合、例えば消防署、衣東さんですね、こういうところですか愛知県、もつという自衛隊の出動を要請する必要があるかもしれないんですけども、こういうところとは具体的にどういう情報のやりとりをされるという想定をされているかということをお教えいただけますか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今のお話ですと、甚大な被害が生じたというような状況を想定します。そうなりますと、当然ながら今おっしゃったように、愛知県を通じていろいろな形で具体的な情報を流していくという形になりますので、捜索をお願いするための行方不明者の数、それから負傷者の数ですとか、建物にどれぐらいの戸数の被害が出ておるだとか、あと先ほどの繰り返しになりますが、救援物資等をお願いするためには道路の状況、それから橋梁の状況、そういったもの、それから当然ながらライフライン関係もきちんとそういった情報のほうを出していくと。加えて避難所にどれぐらいの数の方がみえておるのか、それから避難所の開設をしておるの

はどんな状況であるのかと、そういう数々の情報をお出ししていくということになると思います。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 続きまして、避難所を開設されると、実際に指揮命令は本部の職員の方がやられるかもしれないんですけども、運営自体、この中でまち協さんとか町内会さんが避難所いろいろ運営に当たられると思うんですけども、具体的にどういう行動をされるかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 避難所の運営に関する町内会、まち協さんの活動でございますが、まず初期消火や被災者の救出・救護、住民の避難誘導等の活動に加えまして、当然ながら基幹避難所へ搬送されます非常食や飲料水、これらの受け入れ、そして仮設トイレや自家発電機などによる電源の確保など、本格的な避難所の運営に向けて準備活動に取り組んでおるといふような想定をしております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 避難所が運営されだして、そこで家に戻れない方が結構出てくるかと思えます。3日間は皆さんが食料、水、こういう備蓄品でやれるかと思うんですけども、災害が発生して3日が過ぎて、ライフライン、これが寸断されたような状態で、例えば自分のところで食料も水もなくなったと。こういう方たちというのは、具体的にそういう自分の命を守るためにどういうふうな行動をすれば、例えば水、食料、これが手に入るかということは教えていただけますでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 議員言われたとおり、まず市民の皆様方には3日分の備蓄をお願いしておるといふことでございます。東日本震災以降は、この3日ではちょっと不十分という御意見もありますが、まずは3日分は最低そろえていただく。その中で4日目を迎えた場合は、市のほうに当然ながら食料品、備蓄をさせていただいております。水もございませぬ、毛布もございませぬ。そういったものも提供させていただいて、何とか次の食料の搬送ですか、そういった受け入れを待つという状況と、あと市内のスーパーさん等々と協定を結ばせていただいております。物資の提供ということで、店舗にありますそういった食料につきましては、優先的に市のほうにお分けいただくということもありますので、そういったいろいろな手を尽くして、被災された、避難された方々の食料等を確保していきたいなというふうにご考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 具体的に、待っていれば届けてくれるわけではないと思いますので、どこに行けばそれが手に入るということはわかるのでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 基本的には協定も含めてですが、我々のアクションというのがメインになろうかと思えます。状況によっては我々が動けないということもありますので、例えば避難所の運営されております町内会、まち協さんに対して、どこどこへ取りにいらっしゃいというような具体的なお願いをさせていただく場合もありますけれども、情報につきましては、私ども本部のほうから出させていただきたいというふうに思っております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 防災については最後にしますけれども、今回、午前11時に発生したというそういうような面で質問させていただいています。これは家の方が働きに出て家にだれもいない、こういう状況での想定ということで答弁をいただきました。これは状況が変わると、また対応の仕方、それぞれ変わってくると思えます。

例えば職員の方にしてみれば、夜中にだれも市役所に職員の方がいない状況で発生することも十分考えられると思えます。そのときに、やはりどういうふうに行動するかというのは、ある程度ブレークダウンしていただいて、具体的にこういう場合を想定して、来たら、こういうことをまずやらないといけない、まず第一歩、本部機能をどういう形で立ち上げて、円滑に対応していくかということをやはり決めていっていただくのがわかりやすいかなと思えますので、ベースがあって応用がきく、そういう計画にしていければなというふうに考えております。

では、続きまして、自動車関係諸税について質問させていただきます。

この関係は、自動車というのは取得時、保有時、走行時にそれぞれ何種類にも税金が課せられて、特に自動車取得税は消費税導入時に他の物品税が廃止される中で、道路特定財源を理由にして廃止を見送られたという経緯がございます。同じく自動車重量税につきしても、道路建設の促進と維持管理に充てるという道路特定財源であるということで存続されてきました。しかしながら、2009年に道路特定財源が廃止されて、一般財源化されて、その課税根拠がなくなった現在も残された状況になっております。

この状況の中で消費税、今回5%から8%に上がるということが3党協議の中で合意されているんですけども、重い負担をかけられたために、やはり消費者の方が買いづらくなる、こういう現象が出てくると思えます。ちなみに消費税導入されたときに、やはり自動車の販売、100万台ほど減少したということを聞いております。100万台減少するということは、逆に100万台つくる雇用が失われるというふうに私ども理解させていただいております。

今回、1点目の質問に移らせていただくんですけども、先ほど冒頭述べましたように、自動車の購入者だけが重い税をかけられている、この現状について、高浜市としてどのように考えているかということをお答えいただけるでしょうか。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） ただいま幸前議員御指摘のとおり、現在、車については取得の段階、

それから保有の段階、走行の段階、それぞれで国あるいは地方を含めて全部で9種類の税がかかっています。その総額は、約8兆円に上っておるということでありまして、いろいろそれぞれの立場では考え方が異なるかもしれませんが、自動車についてはぜいたく品ではなくして生活必需品であると、いろいろ買物だとか通勤だとか通院、そういったいろいろさまざまな生活の足になっておるという今日、自動車を購入または維持する中で、全国で7,000万人とも言われる自動車ユーザーにとっては、税金というのは家計に重くのしかかっているのではないかと、そのように考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。

続きまして、例えば高浜市で、先ほどの自動車取得税、重量税、これは地方税化されているんですけども、これがなくなった場合、高浜市への影響額はどれぐらいの金額になるのでしょうか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 今、議員がおっしゃられました2種類の税を財源として、地方には自動車取得税交付金、それから自動車重量譲与税、こういった形で配分をされているところでございますが、昨年度の決算額、それから今年度の当初予算額を参考に積算をいたしますと、影響額は1億3,000万円から4,000万円程度の減になるというふうに考えております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） それでは、逆にこの税がなくなった場合に税収減になるというお話なんですけれども、一方、冒頭で申しましたように、消費税が上がったときに自動車取得税、重量税、残った状態になると、100万台とも言われていますけれども、国内の自動車需要が減産になると、当然雇用にも影響を及ぼしてくるものですから、こういう場合、高浜市主力の自動車産業そのものはないですけれども、関連する部品メーカーさんたくさんあるかと思えます。この影響というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（北川広人） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 市への影響ということでございますが、議員おっしゃられるとおり、市内の自動車関連企業における企業収益の落ち込み、また自動車関連企業で働く労働者の方におきましては、給与所得が減少といったようなことで、市の歳入の根幹をなす市税収入に大きな影響が出てくるということは考えられます。

また、場合によっては雇用機会を喪失する方もあらわれ、リーマンショックのときと同じように生活保護受給者の増加、そして、それに伴う生活保護費の増大といったことも引き起こすという可能性も否定はできません。

いずれにいたしましても、歳入歳出両面から市の財政基盤を揺るがすことになるのではないかと

というふうに考えているところでございます。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） それでは、消費税が5%から8%に引き上げられると約6兆円の、国ではございますけれども、税収になるというふうに試算されていますけれども、その中から地方への自動車取得税、自動車重量税の廃止への財源とするように求めるような声が出されているのか、具体的に市長会でそういうお話が上がっているのか。愛知県の大村知事は取得税、重量税、これの廃止ということをお願いしているんですけども、この西三河地方、影響は非常に大きいものですから、具体的に市長会でどういう声が上がっているかということと、そういうことを求めていくつもりがあるかということ、市長お答えいただけますか。

○議長（北川広人） 市長。

○市長（吉岡初浩） 実は愛知県市長会は、昨年11月に国の24年度の予算編成に当たって、自動車関係諸税の問題を取り上げています。それはどういう形で取り上げさせていただいておるかという、代替財源なしに両税の廃止をしてはいかんよと、国は勝手にやるなというような形で、今、幸前議員の言われるのと逆ではないんですが、廃止することはいいけれども、それは財源をきちっと担保しろというような形で、むしろ財源担保のほうを中心に編成に当たっての要望を出しております。

これは、あわせてエコカー減税の導入前の税水準が確保できるようにしてほしいんだということも言っておるわけでして、市長会の中には、特に西三河は自動車産業が非常に税源の中心になっておりますので、産業に影響を与えるようなことがないようにという思いはあるんですが、愛知県全体でいくと、いろいろな自治体がございますので、市長会全体としてのまとめができづらい状況になっていることは間違いないと思います。

我々が思うのは、先ほどから御答弁させていただいておるように、我々のまちの基幹産業である輸送機関係、これは西三河は先ほどから申し上げているように大きな産業の中心でございますので、そこに影響が及ぶようなことがあってはならないというふうに思っていますので、消費税を導入するのであれば、ぜひそれを何らかの形で地方に回していただいて、むしろ取得税などはまさに消費税とかぶっているといたしますか、二重課税のような状況になっておりますので、愛知県の知事が申し上げているような、ほかにも周辺の東海地区を中心とした知事さんたち皆さんこぞっておっしゃっているような形で、何らかの代替財源をきちんとしていただいて、両2税に関しては、きちんと代替を前提として撤廃をしていくようなことを検討してまいりたいというふうに思っておりますし、私どもも西三河の市長さんたちを中心にして、そういう話を愛知県の市長会のほうにも上げるような、そんな議論を積み重ねなければいけないなというふうに思っております。

○議長（北川広人） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

多分高浜市単独でこういう話を持ち出しても、なかなか市長会での同意は得られないと思いますけれども、先ほど来申しますように、西三河9市を中心に自動車産業が集積している地域なんです。冒頭、高浜市のほうの影響についても御説明いただきましたように、高浜市以上に近隣市、例えば豊田市、刈谷市、安城市、この辺の影響は大きいと思います。その辺を踏まえた上で連携をとっていただいて、愛知県内の市長会さんの意見を取りまとめていただいて、こちらの立場、向こうの立場もわかりますけれども、こちらの立場も御理解いただくように、ぜひ御尽力いただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、防災行政について問う。以上、1問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、防災行政について質問をさせていただきます。

昨年の3月11日に発生しました東日本大震災より、早くも1年8カ月が過ぎました。しかし、復旧・復興の道のりは大変ほど遠い状況でございます。

10月25日、26日、岩手県の釜石市など沿岸部の被災地を視察させていただきました。津波によって大半の家屋が流失してしまった地区においては、いまだに見渡す限り原っぱの様相を呈しております。建物の跡として確認できるのは鉄骨だけで、あとは家の基礎だったコンクリートの部分だけです。しかも、そのコンクリートには草が高く生い茂っています。住居だけではなく、津波等によって破壊された庁舎等の公共施設の中には、震災当時のままの姿でありました。

1点目として、災害時相互応援協定についてお聞きします。

今回の震災で庁舎等の損壊だけでなく、職員の人命も多く失われた自治体も数多くありました。行政機能の低下を招き、日常業務はもちろんのこと、被災支援にも大きな支障が出てしまいました。中には、行政機能そのものを喪失した自治体もありました。

行政機能の維持・回復には、被災を受けた自治体だけでは到底不可能であり、他の自治体の支援に頼らざるを得ません。今でも多くの自治体から職員が駆けつけ、行政機能の維持・回復に全力を挙げております。

本市においても、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が高い確率で予想されています。さらなる安心・安全対策が急がれるところではありますが、庁舎の損傷及び職員の被災等により業務が遂行できない事態が十分予想されます。こうした事態に備えるためには、災害時相互応援協定を結んでおく必要があります。2005年11月に岐阜県の大垣市、瑞浪市との協定を結んでいますが、協定の内容はどのようなものでしょうか。

また、ふだんからの交流が大事であると思いますが、どのように交流を図っているのでしょうか。

大災害が発生した場合、大垣市も瑞浪市も両市とも被害を受ける可能性が十分あり、本市に対する支援ができないことが想定されます。災害時相互応援協定を考える上には遠隔地の多くの自治体と、さらには偏っていない地域との協定が必要であると思います。現状の取り組みについてお伺いいたします。

2点目として、避難所開設・運営の訓練についてお伺いいたします。

毎年、防災の日を中心に防災訓練が町内会やまちづくり協議会の主催で行われています。町内会での安否確認、全体会場においては簡易トイレの組み立て、水槽の組み立て、消火器の取り扱い、さらにはAEDの実技講習、けが人の手当て及び搬送など、リーダーのもと真剣な中にも和やかに訓練が行われております。

このように実技訓練を中心にした防災訓練とともに、学校の体育館等での避難所開設・運営の訓練も非常に重要であります。避難所の開設に当たっては、災害対策本部の指示によって行われることが原則であると思いますが、開設の指示の前に体育館等に被災者が避難してみえる場合も十分考えられます。被害によっては、対策本部の職員が十分に対応できないことも考えられます。

こうした場合は、現に避難している人たちによって避難所の運営がなされなければなりません。このような事態に備えるためにも、当該避難所周辺の住民等によって避難所の開設、運営も大変必要であると思います。

もちろんこうした訓練は、災害対策本部の職員がその責任者として避難所を運営するときには訓練に参加してきた人たちの協力によって、よりスムーズな運営ができることは間違いありません。

避難所にはけが人も運ばれてきます。気分の悪い方もみえます。介護を必要とする方、高齢の方、中には言葉が通じない外国の方もみえます。体育館をどのように使うのか、受付をどこに置くのか、避難された方の名簿の作成、洗濯物を干す場所、避難所運営には大変多くの仕事があります。しかも、スピードが要求されます。学校の体育館のように実際の施設を使つての避難所運営の訓練は大変大事な訓練であります。

また、避難所運営を机上で疑似体験する「HUG」（ハグ）と呼ばれるカードゲームで事前に学習しておくことも大切なことです。

以上、避難所の開設・運営は非常に重要であると思います。現状の取り組みについてお聞きします。

多くの学校が避難所に指定されています。昼間の大半を学校にいる生徒にも、こうした机上における避難所の運営ゲームを防災教育の一環として授業の中で取り入れることも大変意義があることと思われます。

防災訓練の会場では、中学生が伝令として活躍していました。また、テントの設営にも挑戦しており、その姿は実に頼もしく見えました。避難所生活においても、こうした中学生のはつらつとした姿は、疲れている被災者の方を勇気づけることは間違いありません。

ことしの4月、福祉文教委員会で学校防災教育の取り組みを目的に調布市を視察させていただきました。調布市では、保護者の承諾を得た上で、中学生の避難者への食事配布等のボランティア活動により避難所運営に携わることを検討しております。本市においてもこうした取り組みをぜひ検討していただきたいと思います。あわせてお答えをお願いいたします。

3点目は、外国人等に対する防災対策についてお尋ねいたします。

9月2日、名古屋市内全区で防災訓練が行われました。北区の防災訓練には名古屋国際センターの災害語学ボランティア6名と外国人7名が参加しました。災害時の参集訓練や災害伝言ダイヤルの使い方、家具の固定の仕方等を行い、外国人参加者からは、災害への理解が深まった、語学ボランティアの助けがあることで安心できたなどの感想が寄せられています。

本市においても、地域防災計画の中で、外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努めるとあります。外国人に対する防災訓練にはどのように取り組んでみえるのか、毎年、市内各所で開かれる防災訓練等にどのくらいの外国人の方が参加してみえるのか。また、11月24日に開催されました津波防災訓練も含めてお答えをお願いいたします。

また、地域防災計画には、市及び防災関係機関は言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるものとするがあります。避難場所や避難路の標識等の問題について、災害時の支援システムや救助体制の整備について、どのように取り組んでみえるのか。

現在、市の窓口には、主にブラジル人の人を対象にした通訳の方がみえます。防災対策はもちろんのこと、災害が発生したときなど、外国人の安心・安全を考えたとき、通訳の方の存在は大変重要です。今働いてみえる通訳の方が仕事につけない可能性もあります。何よりも被災支援等の仕事がふえます。災害が発生したときの通訳の確保が非常に大きな問題であると思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

[15番 小嶋克文 降壇]

○議長（北川広人） 都市政策部長。

〔都市政策部長 深谷直弘 登壇〕

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の御質問であります防災行政について問う。

（１）災害時相互応援協定について、（２）避難所開設・運営の訓練について、（３）外国人に対する防災対策についてお答えをいたします。

初めに、（１）災害時相互応援協定についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、自治体の災害時相互応援協定については、大規模な地震や巨大な津波によりライフラインや情報通信網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力が著しく低下し、被災自治体とりわけ市町村単独では、多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることが予想されます。その対策を迅速かつ的確に遂行するため、自治体相互間またはその他の自治体等との間で災害時などにおける相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力体制がとられています。

この動きは、平成7年1月17日に発生をいたしました阪神・淡路大震災以降、活発にとり行われ、平成8年7月には全国知事会において、全都道府県による相互応援協定である全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定が締結され、全国レベルの応援協定体制が整備されております。

さらに、さきの東日本大震災以降、全国の各自治体において、次に発生し得る災害への対応を強化するため、新たに災害時相互応援協定を締結する動きが広がっております。

本市においても、平成12年1月に衣浦東部5市と衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定書を締結し、平成17年11月には岐阜県多治見市と、姉妹都市であります瑞浪市と、それぞれ災害時相互応援協定を締結しております。

御質問の災害時相互応援協定の内容は、以下の5点となっております。

1つ目、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供、2つ目は、食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供、3つ目は、被災者を一時収容するために必要な施設の提供、4つ目は、この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣、5つ目は、災害救助ボランティアのあっせんなどの応援を相互で行うものとなっております。

続いて、災害時相互応援協定先との交流でございますが、一般的に自治体の災害時相互応援協定の締結先は姉妹都市や友好都市など、これまで交流のありました自治体間で締結されることが多く、本市においても姉妹都市である岐阜県瑞浪市と締結をいたしております。瑞浪市とは、本年4月に瑞浪市の危機管理室長及び危機管理室主任主査の2名が来庁され、災害時相互応援協定の内容の確認に加え、両市の防災対策についての意見交換を行っておりますが、そのほかの締結先とは、平時において、相互の交流が行われているとは言えない状況でございます。

なお、御質問にありました遠隔地との協定につきましては、本年7月27日に開催をされました

第25回全国ボート場所在市町村協議会首長会議、ボートサミットにおいて、この協議会に加盟する市町村間で災害時相互応援協定の締結をいたしました。全国ボート場所在市町村会議には、本市を含めました24の市町村が加盟をしており、北から秋田県由利本荘市、宮城県登米市、福島県喜多方市、南では熊本県菊池市、大分県日田市、鹿児島県薩摩川内市と多くの遠隔地の市町村が含まれております。今回の協定の締結により、加盟自治体間における災害への備えが強化されたと考えております。

次に、（２）避難所開設・運営の訓練についてお答えをいたします。

まず、現在の避難所開設・運営訓練の状況でございますが、本年6月30日に吉浜まちづくり協議会と地元町内会が主体となり、避難所開設訓練が実施されました。訓練の内容といたしましては、会場設営として、まち協や町内会の防災倉庫からの備品の搬出、避難者の受付・居場所の設営、情報板の掲示などを行い、各町内会の住民が避難場所である吉浜小学校に避難が完了した後、避難した住民も参加し、負傷者や避難者の受付、応急手当の実施、パーテーションや簡易トイレの組み立てなど避難所の開設に向けた訓練となっております。

また、次年度は避難所開設訓練をレベルアップさせるため、開設に加え炊き出し訓練を行うなど、より実践的な訓練をするように検討がされております。

次に、避難所運営ゲーム、HUGを防災教育の一環として授業の中に取り入れる考えはあるかでございますが、HUGは、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれ抱える事情を書いたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こり得るさまざまな出来事にどう体験していくかを疑似体験するゲームであります。御指摘のとおり、多くの学校が避難所に指定をしておりますので、避難所の開設や運営を行う訓練は非常に大切なことと考えております。

HUGは机上のゲームに疑似体験とはいえ、避難所の開設や運営について考えるよい機会になるとは思いますが、HUGの対象年齢は中学生以上になります。また、HUGを実施するには最低でも1時間半、通常は2時間ほどかかると聞いておりますので、準備、片付けを含めると中学校では3校時分の時間になります。3校時分の時間をHUGに使うのは、学級活動全体の内容検討が必要となってまいりますので、学校側と相談しながらHUGの取り組みについて検討をしてみたいと考えております。

御指摘いただきました防災教育は、防災施策の中でも重要な課題だと考えておりますので、今後は教育委員会とも連携をしながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、避難所運営における中学生のボランティア活動についてでございますが、17年前の阪神・淡路大震災で6,000人以上の人が亡くなりました。被災した人も多く、兵庫県ではピーク時31万人以上の方が、大阪府では3,000人以上の人が1,234カ所の避難所での生活を強いられました。被災した人々が身を寄せる避難所では、兵庫県内はもとより全国からボランティアの方々が集まり、

さまざまな活動が行われました。そういったボランティアの方々の中には中学生や高校生も多く、その活動ぶりは新聞やテレビで大きく取り上げられました。記憶に新しい2年前の東日本大震災でも同様でございました。

東日本大震災では2万人以上の死者・行方不明者を出しました。命は助かったものの家や財産を失った被災者は多く、5月のピーク時には38万人以上もの人が2,417カ所の避難所に身を寄せられました。このときも多くの中学生、高校生のボランティアが活躍をいたしました。

報道によりますと、支援物資の搬入や食事の配達、園児や小学生の世話などの活動が中心だったとお聞きます。中学生、高校生ですから活動の範囲は限られますが、少しでも人の手が欲しい避難所では、一人一人が大きな力となりました。

高浜市では、9月の総合防災訓練において、ことしも南中学校の生徒30人が参加しました。田戸町、二池町、碧海町の各津波拠点地から南部まち協の本部である南中学校まで伝令をする係、南部まち協本部の南中学校から市の本部である市役所まで伝令する係、そして地域の人に津波の警報を知らせるといふ拠点長の命令で指示された道を移動しながら「津波です、逃げてください」と大声で二、三回まわる係として活躍をいたしました。また、その後に行われました簡易担架、簡易テントの設営にも協力、参加しました。

今回の総合防災訓練では、避難所運営に係るボランティアの内容ではありませんが、災害時には中学生は大きな力となってくれるものと考えます。避難所や被災した地域を支える大きな力となる中学生の避難所運営ボランティア活動の具体的な内容については、今後、教育委員会と連携をし検討をしていきたいと考えております。

最後に、(3)外国人に対する防災対策についてお答えいたします。

御質問の防災訓練等への外国人の参加状況でございますが、市の防災訓練や各町内会で実施します防災訓練に外国人の皆さんが参加していることは承知をしておりますが、どこの会場で何人が参加をしているというような細部な状況は把握をしておりません。

次に、外国人に対する防災訓練の取り組みであります。市の総合防災訓練への参加や各町内会が実施されます防災訓練へ参加していただくよう、市広報や回覧チラシによる周知を行っております。

先月24日、防災ネットきずこう会のモデル地区である高浜南部まちづくり協議会の碧海町、田戸町で実施されました津波避難訓練には、早朝5時からの訓練にもかかわらず、外国人を含む400名以上の多くの住民が参加をされました。町内会長にお話を聞いたところ、市役所の通訳さんに外国人向けの回覧チラシを作成してもらい、外国人の多い班に回覧をしたとのことでありました。

行政といたしましても、今後の市防災訓練の広報掲載に当たり、外国語での表記に加え、外国人を対象とした防災講話や防災訓練の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、避難場所や避難路の標識等の問題、災害時の支援システムや救助体制の整備ですが、東日本大震災を初め近年発生した災害においては、外国語による情報伝達が不十分であり、避難所や避難指示情報等が理解されにくいとの問題点も明らかになりました。そのため本市の地域防災計画におきましても、避難所や避難路の表示の多言語化、外国人世帯の安否確認の手段の整備、防災教育や防災訓練の普及に努めることを明記いたしております。

避難所や避難路の表示の多言語化については、既に翼学区、高取学区の一部の地域では日本語とポルトガル語が表記されておりますが、市全域につきましては、現在内閣府が調査しております南海トラフ巨大地震の被害想定による市内避難所の見直しにあわせ、さきの中学生議会の一般質問にありました避難所の表示板を大きくすることも含めて実施をしていきたいと考えております。

最後に、災害が発生したときの通訳の確保ですが、議員の言われるとおり、災害時の通訳確保は非常に大切であると認識をいたしております。しかしながら、御質問のありました外国人を対象とした防災教育や災害時の通訳の確保など、外国人の支援対策に関しましては、語学など専門性が必要とされるため、市単独での取り組みでは時間を要してしまうと考えられることから、県内の先進的な自治体の対策を研究し、関係機関や名古屋国際センターの災害語学ボランティアなどのボランティア団体との協力を模索して実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございます。

初めに、1点目についての再質問をさせていただきます。

今回、ボートサミットに加盟している24市町村との間で災害時相互応援協定が締結されたとの答弁でしたが、締結のいきさつといたしますか、経緯についてお伺いいたします。また、その締結の内容というのは、多治見市とか、また瑞浪市と同じような内容でしょうか。まずお願いたします。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） 全国市町村ボート場の市町村協議会の首長会議でのいきさつでございます。これにつきましては、加盟団体におきまして東日本大震災後、やはりこういったせっかくの参加自治体の加盟があるので、こういったことを契機に、災害相互協定を結んではどうかという提案が以前からなされておりました。今年度、私ども高浜市においてボートサミットを開催した際に、全市の参加ではないんですけれども、同意いただける参加自治体におきまして災害協定を結ぼうということで合意が得られまして、この夏に締結に至ったわけでございます。

今後は、毎年ボートサミットが開催されますので、そういったところで確認をしながら、災害

相互協定について確認をしていくというような流れになると思います。

以上です。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 協定の内容とはということでございますが、さきに結んでおります多治見市、瑞浪市と同様の内容となっております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今、答弁の中にありますけれども、今後、毎年1回サミットが開かれて、そのときにもこのような、災害の防災に関することも話題になるということですね、これは。ちょっと確認ですけれども。

○議長（北川広人） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） こちらのほう、議題として取り上げられるかどうかは開催市において、また幹事市において議題内容等が決まることになっておりますので、そのあたりはちょっと明確ではないんですが、資料としては、常にこういった災害協定が結ばれているという資料が配付される予定となっております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 災害協定を結んだから、すぐ多分応援に来れるではなくて、やはり平時においても、それなりの意見交流が僕は必要だと思いますので、そういった面の交流のほうもしっかり取り組んでいただきたい、このように思います。

それから2点目ですけれども、避難所のことでありますけれども、他の町内会、まちづくり協議会におきまして、避難所運営の訓練の計画を持っている町内会またはまちづくり協議会があれば教えてください。

また、市としても、こうしたような取り組みを町内会、協議会のほうにもぜひ働きかけていただきたい、このように思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） まず、まちづくり協議会による避難所運営訓練ということでございます。さきに先行してやっていただいた吉浜まちづくり協議会さんと、今一部、南部さんあたりでもそういった模索をされておるという状況でございます。

今後につきましては、議員言われるように、初期消火等の部分から一步レベルを上げていただいて、実際に避難所の運営訓練、こういったところに各町内会、まちづくり協議会さんの訓練をシフトしていただく、実際に備えていただく、より実践的な訓練をやっていただくように私どももお願いをさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

調布市におきまして、調布市防災教育の日に児童たちの避難訓練がありました。その後、学校の先生方による体育館の避難所開設のシミュレーションが行われたわけですが、例えば災害が発生した場合、体育館等の避難所の開設また運営に際しては、学校はどのように取り組みがあるのか、ちょっとこの点をお願いいたします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今現在、災害が発生した場合に災害対策本部ができて、学校のほうも避難所になりますので、学校の管理職等は避難所運営に関して、そこに来るわけですが、具体的にそれ以後の学校職員全員についての動きについては、まだ計画がなされていないので、今後また都市防災とも協議して、その辺の形をつくり上げていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） この調布市におきましては、前の東日本大震災の折にかなりの帰宅困難者がみえたということで、その帰宅困難者を収容するというので、各学校でそういった開放したと。そのときにどうしても職員の手は間に合わないと。そういうところで現場にみえる先生方が体育館を開いて、また先頭に立ったと。こういった経緯がありますので、今後もやはりそういったことは十分想定されますので、どうかまた事前に学校はどのようにかかわってくるのか、また先生方はどのように、体育館とか学校の施設、一番知っているのは先生ですので、そこら辺の取り組みも今からしっかり行っていってほしいと思います。

それから、3点目ですが、先ほど外国人の防災訓練について参加はしていることはわかるけれども、具体的に各会場ではわからないというような答弁がありましたけれども、この地域防災訓練の計画の中にも、外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める、このような一言があります。したがって、やはりどの地域において、どのように防災訓練を行って、その場に外国人の方が参加されていることも、やはりしっかり把握することも、外国人を防災訓練に積極的に出させるという一環になると思います。

したがって、今後はやはりできるだけ、どの地域に外国人の方が防災訓練に参加していることを把握することも大事ではないかと思いますが、その点はどうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 議員言われるとおり、外国人の方々がどれぐらいというよりも何人というような細かな数字まで把握をしようとは思っております。がしかし、なかなか実際のところはいろいろな業務の中もあるものですから、そこまで至っておらないというのが現実でございます。

私ども行政と、あと町内会等とも含めて、そういったところの情報を把握できるように、今後

検討していきたいなと思っております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしく願いいたします。

それで、これは11月23日に予定されております、ちょっと結果はわかりませんが、昨年の大震災で被害を受けました仙台市のある町内会で、外国人を一律に要援護者とみなす従来の発想を切りかえて、地域防災の担い手になってもらう目的で在日外国人にも避難所運営に協力してもらう、こういった防災訓練を実施したそうです。町内会長は、市の地域防災計画には外国人を高齢者や障がい者と同様に要援護者と位置づけている、外国人と一緒に防災訓練を続けてきたが、地震体験車に乗せるといったイベントにとどまり、自助、共助の意識づけが弱かった、このように述べております。

外国人の方にも地域防災の担い手になり得る社会形成の取り組みが、今後はますます必要になってくると思いますけれども、その辺の見解、お考えはどうでしょうか。

○議長（北川広人） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 外国人の方を一律に要援護者と見立てるなということで、外国人の方も含めた地域の担い手という考え方は、私どもも同感でございます。

そういった中で防災訓練の参加というところで、先ほど議員の御指摘もありましたように、まずは地域の防災訓練に外国人の方に参加をしていただく。そして、その中でそういった自立の担い手になっていただく。そういったところで、まずもって外国人の方に防災訓練に参加をいただくというところから、まず手がけていきたいなというふうに考えております。

○議長（北川広人） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、一昨年の11月、公明党で災害時における外国人支援について、長岡市の国際交流センターを視察させていただきました。長岡市では平成16年に中越大地震に襲われました。長岡市には、当時約2,200人の外国人が住んでおられました。その大半が地震というものを経験したことがなく、その恐怖心は日本人とは比較できないものだったそうです。国際交流センターを中心に、すぐに多言語、多くの言語による支援の準備を始めましたが、直ちに支援者不足に直面し、さらには地元のボランティアも自分自身や家族の被災で身動きがとれず、大災害時においては、災害支援要員の自己調達が極めて困難であることを痛感したそうです。

そこで、この国際交流センターの羽賀センター長が言うんですけれども、この支援を全国に求めるために緊急時参画ネットというものを構築しまして、これによって支援現場の混乱が最小限にとどまり、全国の連携の中から被災地の外国人に真に必要なボランティアが届き、緊急時参画ネットが見事に機能したそうです。

災害時におきましては、通訳災害語学ボランティアの確保が、今答弁にありましたように高浜

市単独だけで、これは解決できる問題ではないと思います。長岡市など、もう本当に全国先進地の取り組みを参考にさせていただいて、災害時の支援体制を本当に確立をしていただきたい、このように思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時50分。

午後1時38分休憩

午後1時50分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、庁舎について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり庁舎のあり方について、1問、質問をさせていただきます。

また、今定例会において一般質問させていただく機会をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

さて、東日本大震災の発生より1年と8カ月がたち、しかしながら残念なことに、東北の現状を見ましても、いまだに全く復興の手のついていない地域があります。国における復興財源の使われ方にも問題はありますが、役所や役場といった、本来被災した際に災害対策本部としての庁舎を初め、職員という大きな力を失ってしまった地域ほど復興がおこなわれているのが実情でもあります。そこで、私は災害対策本部を想定している、ここ高浜市庁舎のことをお伺いいたします。

それでは質問に入りますが、現時点での市庁舎の設備などの老朽化や劣化等について、どういう状況なのか現状を教えてください。

次に、三、四年前にも耐震や免震、建てかえなどというお話が出ておりましたが、耐震、免震、建てかえなどの工法、見積もりなどや庁舎機能を継続させるための最新の情報があれば教えてください。

また、この3年間、4年間、どのように行政としての動きをしてみえたのか教えてください。

そして、昨年、東日本大震災を目の当たりにして、耐震、免震等を行わない状況で被災した場合、災害対策本部となる今のここの庁舎を被害想定すると、どのようなふうになるのか教えていただきたいのと、それを踏まえた中で、市庁舎のあり方をどう考えてみえるのか説明をお願いいたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 総務部長。

〔総務部長 大竹利彰 登壇〕

○総務部長（大竹利彰） それでは、柳沢英希議員の1問、庁舎につきましてお答えいたします。

初めに、市庁舎の設備、老朽化の状況・現状についてでございますが、市庁舎は、昭和52年2月に完成し、築後35年を経過いたしております。この間、主な老朽化対策といたしましては、施設面では、昭和63年度に外壁の全面塗装を行いましたほか、設備面では、平成9年度と今年度に電話交換機の更新を、平成11年度に排煙トップライトの更新を、平成12年度、平成13年度には空調設備の全面改修を行うとともに、平成17年度に非常用発電機の更新、平成18年度に非常照明用電源装置の更新を行うなど、庁舎性能の維持保全に努めてきたところでございます。

そうした中で、平成19年度におきまして、庁舎の老朽化に伴う現況の把握を行い、今後の補修改修対策または維持保全計画に必要な資料を収集し、あわせて耐震改修計画についての調査を行うため、庁舎耐震改修工事調査業務を実施したところであります。

御質問が設備老朽化についてということですので、以下、設備関係についての調査結果の概要を申し上げますと、給水設備では受水槽、揚水ポンプとも経年劣化が進んでおり、高架水槽についてはアンカー、水槽周りの配管保温材の外装、露出バルブにさび等による劣化が確認されたことから、当面の措置として露出バルブの取りかえを行ったところであります。

次に、消防設備では、地下駐車場の移動式消火設備の配管、ホースの経年劣化が確認されたことから、防火管理上、全面的に更新いたすとともに、エレベーター設備につきましても、設置後30年以上が経過し、耐震性や機器の性能に問題点が指摘されたことから、安全性の向上を図るために平成20年度に更新をいたしております。

そのほか電気設備では、地下機械室の受変電設備は、震災時には機器の脱落等が懸念されることから、キュービクル型の受変電設備に更新することが望ましいとされたこと、ガス設備では、建物内のガス配管は空調系統以外は建設時のものであることから、更新が望ましいとされたこと、衛生器具、喚気設備、弱電・避雷針設備等の諸設備につきましても、建設時のものであり、更新を推奨されたところであります。

なお、主要な電気設備、ガス設備、給水設備などの設備更新につきましては、災害活動拠点としての市庁舎の耐震改修との整合性を確保し、一体的に行う必要があるとの考え方のもと、どの時点でどの範囲まで更新を行うかなどは、引き続き検討すべき課題であると認識いたしております。

次に、三、四年前に耐震や免震、建てかえなどの話があったが、最新の情報はどうかとの御質問につきましては、ただいま申し上げました設備、老朽化への対応とともに、本市庁舎が昭和56年に施行された新耐震の設計基準以前に竣工した建物で、この基準に準拠していないことから、平成21年度に庁舎の耐震補強及び劣化改修計画、これはいわゆる基本設計であります。これを

基本設計の結果、耐震補強では本市庁舎に適する耐震補強工法として、在来型の構面内鉄骨ブ

レース工法にコンクリートによる壁増設補強工法及び鋼板巻き工法を併用することがふさわしいとされ、その工事費は4億6,600万円、工期は27カ月を要するとされたところであります。

また、災害活動を拠点としての設備更新を加えますと、災害時の電力確保等の機能保持を図ることが必要であり、受変電設備の更新、高圧仕込みケーブルの敷設がえや受水槽、中央監視盤、ガス設備等の機械設備の更新等が必要となり、この場合の工事費は、耐震補強の工事費と合わせますと7億5,800万円、さらに老朽化対策として建物の内外装、建具等の劣化改修のほか衛生器具等の各種設備の更新までを行った場合は、総額で14億500万円と試算されたところであります。

基本設計から明らかになったことは、1点目が、ただいま申しあげましたように、膨大な費用が発生すること、2点目が実際に工事を行う場合の使用上の制限でありまして、工期が約27カ月と長期化し、この間、工事階ごとに仮移転をする必要が生じ、窓口サービスに多大な支障が生ずること、また、南北方向に事務室を分断する形で内部ブレースが必要となり、動線がさえぎられることなどの問題が明らかになったところであります。

最新の情報とのことにつきましては、平成22年度において基本設計内容の再確認及び基本設計では採用されなかった免震工法の可能性、さらには既存の公の施設をできる限り活用し、庁舎機能の一部を移転させ、不足する部分については必要最小限のコンパクトな庁舎を建設できないかなど、再検討を行ったところであります。

いずれにいたしましても、膨大な費用が発生いたしますことから、まずは財政計画の裏づけが必要であると考えております。

次に、この三、四年の間、どのような動きをしてきたのかとの御質問につきましては、御案内のとおり、リーマンショックを契機に平成22年度及び平成23年度の本市の財政見通しは厳しい局面を迎え、平成22年度の当初予算編成に際しましては、緊急財政方針を作成いたしましたところであります。緊急財政方針におきましては、限られた財源の中で市民ニーズに即した分野への予算の重点配分がうたわれたところであり、市庁舎の耐震補強及び劣化改修につきましては、投資的経費に該当することから、当面、凍結をさせていただいたところであります。

しかしながら、災害リスクの軽減対応といたしまして、ことしの4月から電算室を市庁舎からいきいき広場の1階に移転するとともに、現在、準備を進めております移動系防災行政無線の整備におきましても、防災無線の副操作盤をいきいき広場に設置することといたしてありまして、万一大規模地震が発生し、市庁舎に災害対策本部が設置できない場合には、いきいき広場に、その災害対策本部機能を置くなどの対策を講じているところであります。

あわせて、財政計画の裏づけ、必要な財源確保策といたしましては、公共施設等の老朽化による建てかえ、大規模修繕などに備えるため平成22年度から前年度繰越額の一部を公共施設等整備基金に積み立てるとともに、平成23年度から平成25年度までの中期財政計画におきましては、公共施設等整備基金へ平成25年度末で8億円程度の積み立てを行うといたしてありまして、平成

24年9月補正後の残高は7億円強となっております。

次に、耐震、免震等を行わない状況での市庁舎の被害を想定するとどうなるかとの御質問でございますが、初めに市庁舎の耐震性を示す構造耐震指標、I s 値でございますが、このI s 値につきましては、平成21年度の基本設計に際し、新たに耐震診断を行った結果、東西方向では最高が0.755、最低が0.346、南北方向では最高が0.676、最低が0.351と判定されたところであります。

一般的にI s 値が0.6以上であれば、震度6強から震度7規模の地震に際し、建物に相当の被害はあるが建物が倒壊または崩壊しないレベルと言われておりまして、ちなみに南海トラフの巨大地震が発生した場合の当市の最大震度は、震度6強から震度7と想定されているところであります。

そこで、現状での庁舎の被害想定ということでございますが、建物の揺れの大小につきましては、いろいろな周波の揺れがある中で、その周波がその建物の固有振動とぴったり合ったときに一番揺れが大きくなると言われております。しかし、地震の波は東西方向、南北方向の波のほか上下方向の波もあり、震源地がどこか、あるいは海溝型の地震であるのか、直下型の地震であるかなど予測ができない以上、どういう波が来て、どういう被害が生ずるか具体的な予測まではできないものであるとお答えさせていただきます。

最後に、これまでの質問を踏まえ、市庁舎のあり方をどう考えているかということにつきましては、耐震性の問題、施設設備の老朽化の問題、とりわけ耐震性の問題は喫緊の課題であると認識いたしております。

そうした中で、現在の市庁舎の耐震補強及び劣化改修を行う場合には、先ほど申し上げましたように、窓口サービスへの支障、向こう20年ないし30年の延命化のために膨大な費用を要する問題等を考慮いたしますと、現庁舎の改修だけの考えでなく、他の公共施設等の利活用も含め、もう少し広い枠の中で、さらなる検討が必要であると考えております。この場合、市民サービスに直結する問題でありますことから、例えば市民会議、地区説明会などの広聴制度を活用しながら複数の案をお示しし、市民の皆様のお意見も拝聴いたしたいと考えております。

市庁舎のあり方につきましては、昨日の鈴木勝彦議員の一般質問の中で、都市防災拠点についての取り組みの方向性に対する市長の答弁で申し上げましたとおり、平成25年度中には一定の方向性をまとめ上げたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔総務部長 大竹利彰 降壇〕

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 率直なところ、ありがとうございますと言っていいのか何とも言いがたいんですけども、とりあえずありがとうございます。

現庁舎の設備の状況、またいろいろと思案されていること、そして思案されてきたこと、そして、どんな手法であっても大きな金額がかかるということはよくわかりました。

ただ地震災害というのは、いつどこに来るのか、だれにも予測ができない状況でありまして、高浜市におかれましては、市民の皆様方へ各自宅木造住宅に対しまして無料の耐震診断を受けていただくよう、また筋交いをできれば入れていただくようにというお話をしている一方で、災害対策本部という機能を果たすであろう、ここの今の庁舎が現状のままでは、きょういろいろな一般質問の中でもありましたけれども、国や県、それから自衛隊などといった連携だとか、各まち協や町内会との連携といった、そういった災害対策本部としての機能はもとより、日中被災した場合に、一番ここが僕は不安なんですけれども、職員の方や来庁者の方々、金額では命ははかれませんが、それが一番言いたいんですけれども、それを今の現状であれば危険にさらしている状況ではないかというのが、率直な僕の意見であります。

また、作成をお願いしてやっていたらしているBCP、事業継続計画についても、今まだ進めている途中ということをお伺いしておりますけれども、これができたとしても、庁舎も職員もないという話であれば、まさしく絵にかいたもちではないのかなと。

もう少しきつく言わせていただきたいんですけれども、庁舎が先ほどIs値をお伺いしましたけれども、0.6以上であれば、震度6以上のちょっとした地震でも耐えられるんじゃないかというお話でしたが、例えば先ほど周波だとか波の話がありましたけれども、今、世間では三連動ではなくて単発の地震が起きた場合に、震度6近くのクラスだった場合、近隣市を見てもどこも被害がない状況で、ここの庁舎だけが崩れてしまって、まさしく職員の方も亡くなってしまったなんていう話が外に出ても、これまたすごく恥ずかしい話でもありますし、市民の方々に対しても全く説明ができないのかなと、そういう気がいたしております。そうなった場合に、本当に市の職員の方々とか議会においてもそうですけれども、どういうふうに市民に説明をしていくのか説明がつかないのではないかとすることは、私は物すごく心配しております。

近隣市を見てみますと、例えば南知多町におかれましては、当市と同じように防災行政無線の整備のお話がありましたけれども、その前に災害対策本部となる庁舎、これを先に耐震やるべきではないかということで、南知多町といえば高浜市と比べまして本当に海に近い、外洋に近いところでもありまして、津波が起きれば本当に直面する地域だと思います。そういったところでも防災行政無線の整備、それをやる前に、まず災害対策本部となる庁舎ではないかということをお伺いして、説明をしていただいて、反発もあったと思えますけれども、それでも理解をしていただいで進めていったということをお伺いしております。

そしてまた、隣の安城市におきまして、耐震の予算組みというものを25年度の予算に組み込んだということをお伺いしております。

先ほどの御説明の中で、必要最小限のコンパクトな庁舎という言葉と、ほかの公共施設の利活用という言葉がありましたけれども、耐震や免震といった工法や建てかえよりも、大変厳しい高浜市の財源を考えてみますと、現段階で比較的费用が抑えられて、職員の生命を守る災害対策本

部というのは、まず命を拾うという機能を考えるのであれば、ほかの公共施設の利活用というのも一つまた市民の分散だと思うんですけれども、それも市民のためではないのかなと私は思います。

そこでちょっと質問なんですけれども、耐震、免震、建てかえ以外のほかの施設の利活用という選択をするのであれば、市内におけるどういった施設を利活用可能と考えてみえるのか、また、取り壊しの予定である衣浦地域職業訓練センター、衣浦技能アカデミー校という名前だと思いますけれども、その利用の再検討なども視野に入れてみえるのか教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（内田 徹） 初めに、旧衣浦地域職業訓練センターにつきましては、厚生労働省が管理する建物でございますが、既に取り壊し業者が決定され、年明けには具体的な取り壊し工事に入られるということでございますので、この施設の利活用はございませんが、ほかに利活用可能な施設といたしましては、基本的には耐震性に問題のない建物であり、あわせて、現在行われている業務への影響を考えますと、公共施設の中でも主として貸館機能を有する会議室等を庁舎として利活用していくといった方法も選択肢の一つではないかと考えております。

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

公共施設の中で、主として貸館機能を有する会議室等の庁舎ということだったので、エコハウスだとか、それぞれの公民館だとか中央公民館等も含まれてくるのかなと思うんですけれども、例えば選択肢の一つの分散というものを進めていく場合、いろいろな市民サービスにおける不都合、利用者の方は市民でありますので、そういった方々に対して、今の庁舎を使うよりも大きな不便を生じさせると思うんですけれども、例えばそうなった場合、市民の皆様方にはどういった周知の方法を図っていくのかというのを教えていただけたらと思います。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（内田 徹） 御質問が分散を進めていく場合ということでございますが、そのほか現庁舎で改修を行う場合なども含めまして、複数の選択肢について、例えば昨年度まで行われておりました市民と行政のまちづくり懇談会のような広聴制度を活用するなどして、工事概要、メリット・デメリット、概算金額などの御説明を申し上げ、市民の皆様のお意見も伺いながら、御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

多分、分散を進めていく場合もそうですけれども、ほかの耐震等、そういった場合でも市民の方々と、先ほど御回答にありました懇談会だとか広聴制度を活用していくということが出てくる

とは思いますが、昨日の10番議員、鈴木議員の御質問の御回答の中で、市長のほうより、25年度中に一定の方向を示させていただきますというお言葉と、先ほどの最初の回答の中にも25年度中というお話がありましたけれども、25年度中ということは、もうあと1年ちょっとでありますけれども、どのような例えばスケジュールというか、どういうふうな形で25年度中に決めるということで進めていくのか、さらにちょっと突っ込ませていただきますと、26年度の予算組みを考えるのかどうか、お答えできる範囲で結構でございますので御回答をお願いします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） きのうの市長の答弁、そして私、きょうの答弁の中で、25年度中には方向性を出させてもらいたいという考え方で今申し上げました。実は、恐らく複数のいろいろな案を提示させていただく中で、市民の皆様方の御意見等もお聞きする中で方向性を出していこうじゃないかという中で思いますに、その方向性が出たときには、何らかのきっとアクションを起こさなければならないだろうというふうに思っています。

ですから、そのアクションというのは、いわゆる25年度に話を申し上げておりますので、26年度のいわゆる予算編成には、そのことが何らかの形でその中に盛り込まれる必要があるのかなというふうに思っております。それに間に合うようなことでまとめ上げる必要があるのかなと。ですから、ちょうど今から1年ぐらいですか、来年の年末ぐらいまでにはそのようにしないと、26年度の予算には持ち込むことができませんので、そこをまず、ここまでというふうにしていきたい、そういう目標で進めてまいりたい。

では、そのためにはどういうふうにしていったらいいのかなということではありますが、今考える中では、できればこの24年度の末までに、ですから来年の3月末までには、どんなようなやり方が考えられるのかなということを一応ちょっと整理をしたいなと思います。

もう1つには、今あるこの庁舎を耐震改修するというのは一応基本設計までありますので、それは一つの案としてあるんですが、それ以外にどういったことが考えられるかなというのを、ちょっとまず案としてまとめたいなと思います。

そしてその後、25年度に恐らく入っていこうと思いますが、ではその案について具体的にどのくらいのお金が必要なのか、いわゆる概算工事費もやはりある程度つかまないと話ではできないだろうな、市民の方々に話し申し上げるのに、そういった部分もなければ、ちょっと比較もしようがないじゃないだろうか。あるいは工事の期間、いわゆる工期もどのくらいかかるのかなということも必要だと思いますし、それからいわゆる長所短所、いわゆるメリット、デメリット、そういったところもお出しをして、まとめ上げてお出しをする。そういうものまでつくって、どんなような場面で説明会というのでしょうか懇談会というのでしょうか、できますれば、夏場から秋口ぐらいのところまでには、そういったいわゆる市民の方々の御意見をちょうだいするようなことをして、そしてその後、方向性を一つにまとめ上げていく、そして再来年度の予算のほう

に、ではどういったものが、今度逆に要るのかというようなことの手配をしていきたいなと思います。

仮にここで、今の庁舎を耐震補強せよということになっていけば、基本設計までありますので、26年度に予算組みの中に入れることは実施設計ということになるかと思いますが、どんなような案になってくるかわかりませんので、その状況によって26年度に予算編成の中で盛り込むものの内容は、きっと変わってくるんだろうなど、その部分はわかりませんが、そういうようなことができるように、私どものほうは進めてまいりたい。

庁舎はいわゆるほかの公の施設、庁舎は公の施設ではございません。地方自治法の中では事務所という位置づけになっていまして、公の施設ではありませんけれども、そういった施設よりは、やはり柳沢議員、先ほどもおっしゃられましたけれども、やはり防災拠点という部分があるので、これはやはりひとつ違った部分があるのかなど。子供に対する施設についても、これは重要でありますし、庁舎の部分についても、それに次ぐほどの重要性があるというふうには考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） おっしゃることはすごくわかります。私が一番確認したかったのが、確かに金額だとか工法によって、メリット、デメリットというのは生じるのはすごくわかるんですよ。今の財政状況の中で市民の方々に対して、やはり説明もしなければいけないですし、理解してもらわなければいけない、時間がかかるというのはすごくわかります。

ただ、これだけ地震がいつ来るかわからないよとされている中で、それが、もしかしたらあした来るかもしれないですし、20年、30年先かも、それはわかりません。だれにもわからないと思います。ただこれだけ防災のお話等が出ている中で、市民に対しても、先ほども碧海町、田戸町、避難訓練のお話もありましたけれども、徐々に市民の意識の中でも震災に対する意識というのは高くなってきているのかなというのが私、率直の感想でありまして、災害対策本部がどこへできるか、できるのであれば、別に僕はそれでいいと思うんです。ただそれを運営していったり、国だとか県、それから各地域、それから先ほどもお話させていただきましたけれども自衛隊等、そういったところと協力だとか支援体制だとか、先ほど小嶋議員の話でも、ほかの市との提携云々というのもありましたけれども、そういったところをくさびとなってやっていただけるのが、やはり市の職員の方々がいなくなるとは一切何もできないという、地域の方に3日間、自分たちの食料を確保して、何とかしのいでくれといった中でも、職員の方々が全くいなくなってしまうのは一切できないわけですね。幸前議員の質問の中でも、職員がどうやってここまで来るのかというようなお話もちよっとあったと思うんですけれども、職員不在ではできないという部分が正直ありますので、そこら辺をもう少し念頭に置いて、大変厳しい部分もあると思いますし、決断するには物すごく苦渋の部分がたくさんあると思いますけれども、きのう市長の御回答の中、10

番の鈴木議員の中でも、たすきというワードがありましたけれども、きのう市長が、やはり自分は子供たち、今後高浜市を背負っていく子供たちのためにというお言葉がありました。

今の財政を考えて決断するということなので、借金の部分だとか今後どういうふうに市政運営していくのかというの、本当に20年、30年先のことも市長や行政の方々も考えてみえると思います。ただ、実際被災地を見ましても、全く庁舎だとか職員がいないところでは復興が遅くなっておりますので、少しでもそういったところももう一度目を向けていただいて、何とか今後の市政も含めまして、早い決断、早い行動を起こしていただきたいなとお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は、14時35分。

午後2時26分休憩

午後2時35分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、柴田耕一議員。一つ、教育行政について。一つ、都市計画道路について。以上、2問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、2問の一般質問をさせていただきます。

初めに、教育行政について伺います。

きのうの10番議員の一般質問の答弁において、市長は、次世代の高浜市を担う児童・生徒を育てていくことについて熱く語られました。今年度の教育行政方針として、高浜市教育基本構想に掲げられた教育ビジョンは、「高浜を愛し、高浜市のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」とあり、子供たちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるようにするために、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要で、教育の目指すべき姿を、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の育成、学びのセーフティネットの構築、きずなづくりと活力あるコミュニティーの形成ととらえ、学校は、保護者や地域の方々と密接に連携し、協力し合い、教育の諸問題の解決に向けた取り組みをしていくことが求められていると述べています。

子供たちを取り巻く社会環境が変革していく中において、今までのゆとり教育が見直され、各教科の授業時間を増加させ、生きる力を積極的に育成する教育が示されました。中でも知・徳・体は生きる力を育成する重要な骨組みであると考えます。そこで、年度途中ではありますがお伺いします。

教育方針の中で、知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要とありますが、家庭や地域と一緒にバランスよく育てることについての取り組みと成果、それと「新しい学びプロジェクト市町村と東京大学による協調学習研究連携」の指定校である翼小学校、南中学校による協調学習の研究活動及び研究成果、幼・保、小・中一貫の生活習慣と学習習慣の目安の作成の準備状況について、以上3点について伺います。

次に、都市計画道路について。

都市計画道路は、円滑な都市活動、都市の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で重要な都市施設であり、土地利用計画及び経済発展に大きく影響を及ぼすものと考えられます。

本市においては、長年にわたり用地買収、土地区画整理事業等で市民の皆様の協力を得ながら道路整備を進め、今年度、供用開始される吉浜棚尾線の吉浜駅北の三河線の高架事業を残し、南北方向の都市計画道路については、暫定供用を含めほぼ完成になると思っておりますけれども、東西方向の西尾知多線、体育センター東交差点から南中学校西交差点の都市計画道路については、ほとんど未着工の状況です。また、未着工の都市計画道路の区域内に建築物を構造する場合には、都市計画法により階数が2階以下で主要構造物が木造、鉄骨づくり、コンクリートブロックづくり等容易に移転、除去できるものに限るなどの建築制限が課せられ、関係権利者が土地を有効に利用できず、生活設計が立てづらい状況があります。

近年、社会経済状況が大きく変化し、国庫補助事業制度の改革や道路整備費の縮小など、都市計画道路整備を取り巻く環境は厳しくなっており、少子・高齢化社会を迎え、市民の意識も多様化するなど、道路に対する市民のニーズも変化している可能性があります。非常に難しいことであると思っておりますけれども、周辺の道路での代替ルート等、見直しを検討する考えはありますか。

また、衣浦豊田道路について、高浜市は高架の4車線で計画されておりますけれども、今年度、刈谷地区が平面4車線化されたことにより、朝夕の渋滞が緩和されたとよくお聞きします。高浜市内も4車線化することにより渋滞緩和が図られるとともに、道路整備費も安くなると考えます。そこでお伺いします。

長期未着手の都市計画道路について、長期未着手路線の見直し等について、以上2点について伺います。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、柴田耕一議員の1問目、教育行政について、（1）教育方針における知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要についてお答えいたします。

御案内のように、本年度より多くの人々の思いを凝縮した高浜市教育基本構想がスタートしま

した。今、柴田議員も言われましたけれども、そこに掲げた高浜教育ビジョンは、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成であります。高浜市の子供たちを变化の激しい、これから社会を生き抜くことができるようにするためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要だと考えています。子供たちが自分の暮らすまちや、そこでともに生活する地域の人とのつながりに愛着や誇りを持ち、将来もこのまちに住み続けたいと願う子供を育てたいという考えのもと、教育センターグループを立ち上げ、高浜市の全教職員の知恵と工夫を結集してまいりました。

それでは、教育行政方針の項目に沿って、取り組みと成果について中間評価という形でお答えいたします。

なお、最終的な評価につきましては、来年3月にお示しをさせていただきます。

まず1番目の幼・保小中一貫教育の創造につきましては、個に応じた指導法の工夫と高浜カリキュラム策定の2点に絞り取り組んでまいりました。高浜カリキュラム策定については、生活科、総合的な学習の時間全体計画をほぼ完成近くまで進めることができました。

次に、2番目の確かな学力の向上を目指してにつきましては、教師力、授業力の向上、新しい学びプロジェクト、きめ細やかな指導の充実、特別支援教育・外国人支援教育の充実について取り組んでまいりました。学校訪問等で展開される授業内容は、教員の工夫もあり質的な向上が見られ、確かな学力の向上については大きな成果を実感をいたしております。

次に、3番目の発達段階に応じた教育の実現に向けた学校間連携の強化につきましては、幼保小、小中間の連携情報交換会の実施、行事への相互参加を初め、幼保小中間交流推進部会・小中異校種間交流推進部会の立ち上げに取り組んでまいりました。この学校間連携の強化につきましては、息の長い取り組みこそが必要であると感じています。

次に、4番目の個に応じた教育の充実につきましては、こども発達センターと連携した特別支援教育のあり方について取り組んでまいりました。一人一人の乳幼児、児童・生徒のニーズに応じた支援の形が少しずつ整ってまいりました。

5番目の安らぎと魅力のある地域の学習拠点の確立につきましては、地域の方とともに活動する取り組み、地域に学ぶ活動について取り組んでまいりました。各学校、地域の特色を生かした、より効果的なかわりは、今後の課題であると感じています。

次に、6番目の地域で子どもを育む教育環境の整備につきましては、学校評価・教育委員会評価を中心に取り組んでまいりました。これにつきましては、これまでの実績もあり、学校の活性化につながり、このことがソフト面での教育環境の充実につながっているものと考えています。

次に、(2)新しい学びプロジェクト、市町村と東京大学による協調学習研究連携の研究活動及び成果についてお答えいたします。

初めに、本プロジェクトが提唱する協調学習について簡単に御説明をさせていただきます。

どんな授業にも子供たちに解決してほしい学習課題というものがあります。この課題を解決するための手がかりとなる3種類の資料を用意し、これについて一人一人が分担して考えます。

例えば日本の工業の優秀さと技術開発の現状を理解する授業であれば、学習課題を「日本はなぜハイブリッドカーで勝負しているのか」とし、3つの資料として「環境問題」、「販売台数」、「技術開発」について、日本の自動車産業の現状を読み取ることができる資料を準備するというぐあいでありました。

そして、まずは同じ資料を担当する3人が1組となり、それぞれの考えを説明し合います。先ほどの例でいいますと、環境問題なら環境問題、販売台数なら販売台数というぐあいです。

次に、異なる資料を担当する3人が1組となって、それぞれの資料を組み合わせながら学習課題の解決のための話し合いをします。先ほどの例でいきますと、環境問題、販売台数、技術開発の資料を担当した3人となります。こういった一連の学習活動をジグソー型協調学習と呼んでいます。

高浜市教育委員会は、本プロジェクトに昨年度から参加をさせていただきました。翼小学校、南中学校を本プロジェクトを推進するための研究推進校とし、さらに各校から1名ずつ研究推進員の教員を選出し、東京大学及び全国の自治体の教員とともに協調学習の授業研究に取り組んでおります。研究推進員の委員は、東京大学における協調学習の研修から始まり、宮崎県、和歌山県など全国で行われた授業研究協議会に参加して研修を重ねてきました。また、高浜市にも全国から教員にお集まりいただき、授業研究協議会を2回実施させていただきました。

協調学習の授業づくりについては、東京大学の先生方と全国の研究推進員の教員、参加自治体の教育委員会で共有するメーリングリストを通して検討が重ねられ、活発な議論がメール上で展開されておりました。さらに、今年度は夏季休業中に行われた2・3年目教員研修会を協調を生み出す授業の創造として、東京大学から講師を招いて協調学習の研修会を開催いたしました。研究推進校以外の教員にも協調学習という学習法が少しずつ広まりつつあります。

次に、協調学習の授業を実施してきたことによる成果についてお答えをいたします。

大きくとらえている成果は、次の3点であります。まず1点目は、聞き合う学びの習慣ができているということです。学級全員の参加が保証されている協調学習によって、子供たちに聞くという習慣が定着しており、ふだんの授業においても人の意見を聞き、それに対して自分の考えを話そうとする姿が目立ってきています。しかも、必要感を持って聞いています。

2点目は、温かい学級集団づくりに役立っているということです。男女を意識し始める中学生でも、男女関係なく顔を近づけながら一つの資料を3人でのぞき込んで考えている姿が何度も見られました。周りの友達がいなければ学習課題の解決ができないため、学級の仲間は自分にとって大切な存在であるという意識が高まり、近年問題となっている生徒指導上の事案も研究推進員の担当する学級では、他学級に比べて少ないとの報告を受けております。

3点目は、教師の教材の見方の変化です。協調学習の課題づくりに取り組むことで、教師自身が教材を教えるのではなく、教材で何を教えるかということを考えるようになったという言葉は何度も聞くことができました。推進員の授業を参観し、みずからも実践する教師もふえてきました。

このように子供たちはもちろん、教師の気持ちも高めてくれる協調学習を、より多くの教師に知っていただくという意味において、来年度は研究推進校を変更して研究実践を推進していきたいと考えております。

最後に、(3) 幼保小中一貫教育の準備状況についてお答えします。

初めに、なぜ今、幼保小中一貫教育なのかについて、2点お答えをいたします。

1つ目は、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップに対応するために、12年間の学びを踏まえた指導法改善や教材開発の必要性を幼保小中すべての教員が意識する必要があるということです。

2つ目は、高浜教育ビジョンの実現には、高浜市が目指す幼児・児童・生徒の姿をすべての教員が共有し、そして協働し、体系的、組織的な教育を展開していくことが不可欠であるということです。

今年度はこの2点を踏まえて、幼保小中一貫教育の準備として、主に2つの視点に絞って進めてまいりました。1つ目は、異校種間連携の強化です。幼児・児童・生徒の学びや育ちについて、継続的に見守り、はぐくむ仕組みを構築する準備を進めてまいりました。具体的には、幼保小中の教員がそれぞれの教育方針や指導の様子の違いを理解し合いながら、高浜市が目指す子供の育成のために、それぞれの役割を明確にする必要性を共通理解しました。

また、幼保から小へ、また小から中へ上がる際に子供たちはどのような段差を感じ、それに対し教員はどのような方策をとることができるのか検討してきました。そこで、教員間の情報交換、幼児・児童・生徒間の交流場面など年間を通した全体計画を完成することができました。来年度からは、市内すべての各園、各小・中学校がこの計画に沿って実践し、子供たちが、そして教員が感じる異校種間の段差を少しでもなくしていくことを目指しながら、子供の学びや育ちについて継続的に見守り、はぐくむ仕組みを構築してまいります。

2つ目は、高浜カリキュラムの策定です。異校種間連携の強化ともつながりますが、確かな学力をつけるためには、市内各園、各小・中学校のすべての教員が、一人一人の子供を幼保小中12年間かけて育てていくという全体観を持った、自分が担当する学年で各教科指導を確実に推進し、次年度に送り出す責任を持つことが大切です。

さらには、高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長、発達することのできる高浜独自のカリキュラムを作成すれば、高浜教育ビジョンの実現にも直結するととらえ、高浜カリキュラム策定委員会を発足しました。

先ほども申し上げましたが、今年度は生活科、総合的な学習の時間の全体計画策定に絞り、ほ

ば完成状態にあります。高浜市がもつ文化や伝統をまちの資源と考え、その継承、発展につなげて、これからの高浜市に何が必要なのかを考え、最終的には、高浜市に貢献できる子供を育てていく計画になっています。

来年度からは、数年かけて各園、各校で展開されている生活・総合の授業から、高浜カリキュラムに少しずつ移行していきます。

以上、主な2つの推進のほかに、来年度以降の中期計画として12年間の学びを踏まえた子供の発達段階に応じた指導法の研修、研究の推進や行政や地域とのネットワークを築き、協働して子供をはぐくむ教育環境の整備の推進なども視野に入れて進めてまいる所存であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、柴田耕一議員の2問目、都市計画道路について、（1）長期未着手の都市計画道路について、（2）長期未着手等路線の見直し等についてお答えをいたします。

（1）長期未着手の都市計画道路についてお答えをいたします。

最初に、都市計画道路の役割について述べさせていただきます。

御承知のとおり、都市計画道路はルートや位置及び幅員などが決められた道路で、まちづくりの根幹をなし、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に定められた道路です。都市の景観や防災などに配慮しながら、地域全体のバランスを考慮し、道路計画を定めることで、安全でかつ快適な道路ができ、人と車の流れを円滑にし、都市間交流が広がり、経済活動が活発になります。

また、計画道路の整備により街区が形成されるため、火災や地震などの災害発生時、避難路や類焼防止帯の役割を果たすなど、災害に強い秩序あるまちづくり、都市の健全な発展にも寄与することとなります。

次に、都市計画道路の現状について申し上げます。

道路として都市計画を定めたものは、愛知県と高浜市とになっており、内訳といたしまして、愛知県が都市区画決定を行っている路線は、衣浦豊田線を初め西尾知多線、名古屋碧南線、碧南高浜線、吉浜棚尾線、高浜港駅前線、三高駅前線、安城高浜線の8路線、約25kmで、高浜市が都市計画決定を行った路線は、三高駅東線、葭池線、豊田上畑線、半城土吉浜線、中部1号線から中部4号線までの4路線と三高1号線、三高2号線の10路線で、約8.8kmとなっております。

これらの路線を整備状況別に3つに分類をいたしますと、1つ目は、都市計画決定をされた幅員や構造で道路が既に整備をされている供用済み、2つ目は、都市計画決定をされた幅員や構造で現況が未整備で車の通行ができる状態となっている暫定供用開始済み、3つ目は、道路として

整備がなされていない未供用に分けることができます。

このうち供用済みに暫定供用開始済みを加えた都市計画道路の整備率は、平成23年度末で約80%となっており、愛知県内の市町村の整備率の平均は約63%であることから、整備率が低いという状況ではありません。

御質問の長期未着手路線ということから、市内の未供用及び暫定供用済みの路線の現状を交えて個別に申し上げます。

初めに、幹線道路であります衣浦豊田道路、現道のこれは国道419号であります。刈谷市から本市の北東部を斜めに南進し、蛇抜け大橋高架橋で名鉄を横断し、衣浦大橋東交差点までの計画道路であります。現在、御承知のとおり、衣浦大橋東交差点を南北に挟み、立体高架事業が進められております。

一方、刈谷から本市の北東部を斜めに南進する区間では、暫定整備といたしまして、刈谷市側より随時4車線化を進める工事が予定をされております。この衣浦豊田道路は市内の大部分が高架の4車線で都市計画決定をされており、それらの完成に向けては膨大な費用と期間がかかることが予想されております。

次に、西尾知多線ではありますが、高浜市内の東西を抜ける都市計画道路として、衣浦大橋東から東の方向へ南中学校の北側を経て、現在の道路工事が実施されています吉浜棚尾線と交差し、碧南市へ抜ける路線として計画がされております。この路線は、途中二池町一丁目、二丁目地内で名鉄三河線の下を抜ける掘割形式で計画がなされており、この区間の整備には、道路とその周辺の面的整備を併用することが有効であると考えています。そうしたことから、前述の衣浦豊田線と同様、膨大な費用と期間がかかることが予想され、未着手路線となっております。

続いて、名古屋碧南線ではありますが、現道の主要地方道名古屋碧南線でありまして、地域を南北に抜ける路線として、名鉄三河線の西側にほぼ並行して計画され、横浜橋北交差点、これは旧の松本の交差点、二池町六丁目を経て高浜川を横断し、田戸町を抜ける区間が未着手の状態であります。

ほかの区間については、供用済み、暫定供用済みでございまして、朝夕の通勤ラッシュ時には長い渋滞区間が発生し、早期の整備が望まれている路線となっております。しかし、この路線につきましては、都市計画決定後の社会情勢が大きく変化していることや現行の道路構造令の基準を満たさない部分があり、事業主体の愛知県への早期の整備について要望をいたしておりますが、個別の区間の都市計画決定そのものを見直す必要が生じており、平成21年度に愛知県との事前の打ち合わせをいたしている状況であります。

続いて、吉浜棚尾線ではありますが、吉浜棚尾線は、現道の県道碧南高浜環状線で、現在工事中の論地町地内では、平成24年度末の供用開始に向け工事は順調に進んでおり、高浜市内の未整備区間は新田町地内の名鉄三河線の高架を超える区間を残すだけとなっております。

次に、安城高浜線であります。安城高浜線は、現道の主要地方道岡崎半田線で、高取神明宮の前から東、安城方面に向かって新高取橋までの区間において、都市計画決定の道路幅員が確保されず、暫定供用開始を行っており、歩道の設置と道路幅員の拡幅が必要になっております。

これらの5路線については、整備の事業主体が愛知県となっており、必要に応じた要望活動を繰り返し実施しておりますが、県の厳しい財政状況で優先順位の高い路線から順番に整備を進めている状況でありまして、先ほども申し上げましたように、吉浜棚尾線の供用開始後は、衣浦豊田線の4車線化の事業に集中するという御回答をいただいております。

次に、高浜市が事業主体である碧南高浜線についてであります。碧南高浜線は、先ほど申し上げました名古屋碧南線と同様、地域を南北に縦貫する路線で、名鉄三河線の東側にはほぼ並行して計画されており、衣浦豊田線、現道の国道419号との交差点より北の部分は未着手区間になっております。特に碧南高浜線が衣浦豊田線、これは現道の国道419号であります。そこに接続する際、平成17年3月に愛知県公安委員会と道路法に基づく協議を実施いたしておりますが、国道419号と市道五間道路との平松橋南交差点、これは具体的に申しますと、ガスト高浜店の西側の交差点と碧南高浜線の計画により新たにできる交差点、これはガストの東側の交差点、その距離が110mと短いことに加えて、先ほど申し上げましたように、衣浦豊田線が高架で都市計画をされている関係があり、現道の平松橋の南交差点、これはガストの西側の交差点でございますが、について南北方向の通行を遮断をする必要があるよと、そういった指導を受けております。

この課題を踏まえて、この路線については、衣浦豊田線の高架完成時期や周辺地域に与える影響によりまして、地域住民の方との合意形成が必要になっていないと、そういった状況であるということをお理解願います。

なお、この碧南高浜線は、吉浜棚尾線と交差する八幡町四丁目交差点が終点となり、さらに刈谷に抜ける区間の路線名は半城土吉浜線でありまして、一部歩道が整備されていない区間があり、暫定供用開始となっております。

以上が、お尋ねの都市計画道路の未着手、未整備状況でございます。

次に、(2) 長期未着手路線等路線の見直し等についてお答えをいたします。

愛知県は、平成17年3月に都市計画道路の見直し指針を公表し、県内の市町村は、その指針に基づいた都市計画道路の見直しを行っております。指針には3つの見直しの視点が取り上げられております。

それを御紹介いたしますと、まず1点目といたしまして、都市レベルの検討からアプローチとして、都市全体の都市計画道路網のあり方を総合的な観点から検証するとともに、未着手区間のうち都市レベルの検討から必要な整備の必要性が明確でない区間について、未着手の原因を踏まえた上で見直しの必要性を検討する場合。

次に2点目は、まちづくりとの整合の視点から、アプローチとして歴史的、文化的資源の活用

及び良質な町並み、都市空間の形成を図れるような地区レベルのまちづくりの取り組みが行われており、まちづくりの整合のとれた道路で、あり方から都市計画道路の見直しが求められる場合。

最後3点目は、既存のストックの活用からアプローチとして、既成市街地や市街化調整区域において都市計画道路の代替機能を有する実力現道が既に存在する場合、もしくは現道機能の一部を補完することにより、機能の代替が可能であると考えられる場合とされております。

以上3つの指針に従って都市計画道路の見直しを行い、愛知県と協議をいたしておりますが、見直しには至っておりません。

本市の都市計画道路網は高度経済成長時に、中部地域のものづくりを支える地域の自治体として広域的な視点にも十分配慮し、検討の上、将来のまちの姿を見据えて計画がなされております。しかしながら、近年、社会情勢は大きく変化しつつある中、少子・高齢化の進行、将来的な人口の減少の見通し、財政の逼迫などの課題にも向き合わなければなりません。

そうしたことから、お尋ねの長期未着手都市計画路線の見直しの取り組みにつきましては、この地域が自動車への依存率が高い地域であることを十分認識しつつ、社会経済情勢の変化に対応した総合的、効率的な道路整備、まちづくりとの整合のとれた道路計画、加えて、さきの東日本大震災の教訓から防災的観点を取り入れ、慎重に考える必要があると考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

教育行政につきましては、来年の3月に出るといいますので、今後も家庭や地域の方々に教育行政を理解していただくために、学校の取り組み、活動、結果等の情報を迅速に発信し、家庭や地域からの理解、協力、支援を得るための努力をしていただくとともに、教育環境の充実に努め、子供たちが高浜市で学んでよかったと、大人になってから思えるようにしていただきたいと思っております。それを要望しておきます。

次に、都市計画道路で再質問させていただきます。

高浜地区の4車線化構想については、あるかないか。もしあるとしたならば、工事区間はどこまでか、また、完了予定年度等を教えていただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） それでは、一般国道419号の4車線化の今現在の話からちょっとさせていただきます。

現在、刈谷拡幅事業中の区間が松栄町3丁目の信号交差点、朝日小学校の北側から上沢渡東交差点付近、依佐美中学校の東側までの間なんですけど、ここが延長2.6kmのうち1.5kmが完成し、供用開始をされております。残りの1.1kmの分につきましては、平成24年度、今年度から工事を始めさせていただいております。県のほうからでは、24、25年度で完了するのではないかという

ふうと考えております。

それと、今後高浜市におきましての4車線化事業につきましては、継続的な事業の進捗を図るために、吉浜小学校東交差点、県道吉浜棚尾線との交差部分まで4車線化をするということで、事業化の準備区間に設定されております。事業進捗を図っていくと、知立建設の事務所のほうからお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

刈谷の部分ができることによりまして、朝夕の渋滞がある程度緩和されたということをお聞きして、こういった高浜まで延ばしてもらえないかなと思ったわけでございます。

25年で刈谷市までできるということでもありますので、それを引き続き吉浜の小学校の交差点まで、なるべく早くやっていただくように、ひとつ引き続き県に対して要望していただくようお願いして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので簡潔にお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（北川広人） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は12月11日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後3時15分散会
